

第二十四回
国会

参議院内閣委員会會議録第五十二号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)午前十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
木島 虎藏君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
松浦 清一君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君

國務大臣

高橋達之助君
船田 中君

政府委員

宮内庁次長 瓜生 順良君
防衛政務次官 永山 忠則君
防衛庁次長 増原 恵吉君
防衛庁長官 門叶 宗雄君
防衛庁防衛局長 林 一夫君
防衛庁教育局長 都村新次郎君
長事務取扱 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君

防衛庁経理局長 北島 武雄君
防衛庁装備局長 小山 雄二君
経済企画庁 計画部長 大來佐武郎君
経済企画庁 調整部長 小出 榮一君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

説明員

通商産業省重工業局防衛産業監理長 金谷榮治郎君

本日の会議に付した案件

○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○宮内庁法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青木一男君) これより内閣委員会を開きます。

国防会議の構成等に関する法律案を議題として、質疑を行います。

○田畑金光君 防衛庁長官に最初お尋ねいたしますが、今日、毎日新聞を讀みますと、また防衛庁らしい出来事が起きておるわけですね。アメリカから譲り受けた砲弾が管理の不十分のために三年分も腐らして物の用にも立たなくなつた。百五十億に上る損失をこうなつておる、こういう新聞記事が出てゐるわけですね。中古エンジンの問題がまだおさまらないさなかにこういう大きな問題が次から次に出てくるという

ことは、これは防衛庁のどこに根本的な欠陥があると言わざるを得ません。この点につきまして、この問題の内容と、防衛当局がどのような対策をとらうとされておるのか、一つ大臣から承わりたいと思つておる。

○國務大臣(船田中君) 本日の毎日新聞に、砲弾の保管が非常に悪いという趣旨の記事がございますが、それにつきまして現在わかつておりますことをそのまま正直に御報告を申し上げます。

米軍から供与をされました砲弾は、昭和二十九年以降が最も多量でございます。これはM P A Pによるものでございまして、その前におきましては、極東軍が持つておりましたものを極東軍の権限の範囲内において適宜自衛隊の所要量について供与を受けておつた、こういうことでございまして、二十九年度以降、すなわち二十九年度の十一月から三十年の六月にかけまして約十二万トン近いものを受領いたしておりました。で、現在までに大体十四万三千トンほど受領いたしておるのでございまして、その保管につきまして、いろいろ非常な危険なものでございまして、十分わが方といたしましては、この保管については注意をいたして、十分な施設をあらゆる手を尽していたしておるのでございまして、北は北海道の安平、東千歳、旭川、それから東北において松島、それから関東において高崎、中部日本におきまして西山、千

西、それから山陰におきまして舞鶴、それから三軒屋、九州の大分、こういうふうなところに保管をいたしておるのでございますが、何分にも急速の間

に多量の砲弾の供与がございましたので、その貯蔵保管の十分な施設が整つておられないというきらいはないとは申し上げられないのでございます。私もそのごく一部でございまして、東千歳の貯蔵状況を見ましたが、ここには約四万トンくらいのもので保管されておりますが、土壌を作りまして、その中にハットメントを建造して、そしてその中に貯蔵しておると、こういう状況でございまして、十分な保管施設ができておるところもございまして、たゞだいま申し上げたような事情で、ごく最近に、昭和二十九年以降に急激に多量の砲弾を受領したような関係から、その施設が十分でないところも、ないとは言えない。しかし新聞報道にありますが、あれほど保管が悪いところ、あるいはまた使えなくなつてしまつたものがあるというようなことはございしません。受領いたしました後、この保管については最善の努力をいたし、またそのうちには不良品もござい

ますので、その不良品のえり分け等については最善の努力をいたしましてこれをえり分ける。そして修理可能なものと修理不可能のものとを分けて、修理可能なものについては十分にこれを修理を加えておると、こういうような状況でございまして、結局使用のできなくなるものがどれくらいあるかということは、まだ実数はつきり出ておりませんが、本日の毎日新聞の報道の中に、二割くらいは修理が不可能だと、使用不能品であるというよ

うに言われておりますが、しかしこれは少し誇大のように考えられます。そのうちで修理可能なものが大部分でございまして、全く修理不可能と見られるものは二百トン程度のものではなからうかというふうに考えられます。しかしなおこれにつきましては、今後におきまして十分調査をいたしまして、不良品の出ないように、また修理可能なものはできるだけ修理をするというふうに努力をして参りたいと思つておる。記事の大体につきましては、あ

あ、いう事態になつておるといふことの報道につきましては、決して間違つておらない。事実あのようなことがございまして、非常に誇大に言かれておるのではないかと、この点もござい

ます。それからアメリカから供与された、M D A P以前に供与されたものにつきましましては、相当古いものがございまして、大体アメリカの規格によりましていうと、二十年という命数になつておるようでありまして、十年前後たつておるといふものもございまして、そのうちには、アメリカに比較いたしまして日本の方が非常に湿度が高い、高温多湿というふうな気候の関係もございまして、アメリカ式の保管であればアメリカにおいては差しかえない、あるいは何ら差しかえないものが、日本の特殊の気候、高温多湿というこのために、アメリカ式の保管状況では日本

においてはこの点がたない、こういう

ものもございます。それらのものは、アメリカ軍から供与されまうと、直ちにわが方におきまして十分綿密なやり分けをいたしております。不良品についてはこれを廃棄処分をするなり、あるいは修理可能なものについては修理に回すというような、最善の努力をいたしておる次第でございます。

なお、ああいうような記事がたびたび防衛庁関係につきまして出まうと、そして世間の疑惑を生ずるということ、まことに私遺憾に存じます。その中で、現在も引き続き厳重にその厳密な調査をいたしまして、遺漏のないように保管の上において最善の手段を尽して参りたいと、かように考えておる次第であります。

○委員長(青木一男君) 田畑君ちよと御相談があります。高橋長官が見えておりますから、衆議院の外務委員会、特に御要望によって短時間出席いただきますから、その分を先に願いたいと思うのですが、——じや簡単はどうぞ。

○田畑金光君 長官の答弁を承わつておりますと、どうも責任をわきまえた答弁には受け取れないのです。古いものをもらったからとか、あるいは大陸ならとにかくだが、高温多湿の日本のようなところでは非常に腐敗しやすいとか、施設が不十分で管理が行き届かなかった、こういうようなことでは、これはだれがしからばそういう管理施設を適切にし、高温多湿のところでは不適当であるなら、それにふさわしい貯蔵管理をはかるか、これは防衛庁自身に当然やるべきことだと思ふのです。長官の責任であると思ふのです。こういう多量の弾丸、砲弾を受領して、一

体だれが管理の責任に当るべきなのか、(「無責任だ」と呼ぶ者あり)だれが責任をとるべきなのか、これだけの事を次から次に防衛庁が起しておられますが、あなたも今御答弁で認められましたように、この毎日新聞の記事自体は間違いないのだ、ただ二割というものが誇大に宣伝されておるだけで、二百トン前後にすぎない。しかし記事自体はこれはこの通りだと認めておられるのです。量が二百トンか二万五千トンであるかどうかは、これはこれから調査しなければわからんはずで、この記事を見て、あつて修理可能が大部分であつて、ほんとうに使えない、廃棄処分に付さなければならぬのは二百トン前後にすぎない、これは一方のあなた答弁のための資料にすぎないといふのは見ておるので、この点は、幾ら量があつたかというところは、問題は別です。こういう事態を巻き起した防衛庁の責任はどこにあるのか、保管、管理の責任者はどうするのか。さらにまた、一体なぜ十二万七千トンという、こう多量の砲弾というものを無計画に持つておるのか、これらの点をもう少し一つ大臣らしい責任ある態度でお答え願いたい。(「責任とれ、責任を」と呼ぶ者あり)

○国務大臣(船田中君) 私は決して責任を回避するようなことを申してはおられません。米軍から多量の弾薬を受領いたしましたので、その保管につきましては最善を尽しているわけでありまして、(「何を最善を尽している」と呼ぶ者あり)しかし先ほど申し上げましたような事情もありまして、いかに最善の努力をいたしまして、そこに氣候の變化、氣候の違い、あるいはその他の事

情によりまして不良品が出てくるということは、これはどうしても免れない事情でございます。今、記事が出たから調査をしているのではなくして、私自身も本年の一月末に北海道へ参りましたときに、東千歳の弾薬庫を見ておりました。それは理想を申せば、りっぱな永久的な施設を作つて、そうして保管すべきであると存じますけれども、これはまだ相当に金のかかることでございまして、従つてそういうことができません。そこで土蔵を築いて、ハットメントを建設して、そうしてその中に保管している、これが普通の状態であれば相当保管のきくものが、こ

とさらに雨が多かつたとかあるいは雪が多いとかいふような関係で、さびが出るとかいろいろな事態も起つてきておるわけでありまして、そういう事態が起つてきておるから、そこで米軍側の方においては支障のなかつたものが、日本に受領して、日本において保管する場合において、日本の特殊の事情から、命数においてもだいたいアメリカと違つてくる、こういう場合があるわけでございまして、そういうようなことについては、こういう危険物でもございまして、十分注意をいたしまして従来もやつております。しかし今後におきましても、最善の努力をして、保管の責任を全うするようにしていきたい、決して私は保管の責任を回避するとかいふことを申してはいるわけではありませんが、実情を正直に御報告申し上げておる次第であります。

○田畑金光君 いや、大臣はもう少し大臣としての責任を云々する前に、当面のこういう大事などうか、自衛隊にとつて大事な砲弾の貯蔵、管理について、当面の責任者はだれなのか、この責任者に対してどういふ態度でもつて大臣は対処されようとするのか。さらに最近この国会が開かれましてからも、次から次に防衛庁にまつて国民の疑惑を受けるような問題が起きているのです。こういう総合した疑惑、国民の指導を受けるような点に對しまして、防衛庁の長官としては、どういふ責任をとられようとなさるのか。

さらにわれわれのお尋ねしたいことは、一体十二万七千トンも現在持つておるというのだが、これは平時において、演習用その他に使用してしまふ。どの程度のこれは使用にたえ得る分であるのか、何年くらい一体持つておるのか、非常にわれわれが見受けるところ、よけいなものををかえすぎておるような感じがするが、なぜこんなよけいなものををかえていくくちやならんのか。MSA協定に基づく供与砲弾であるので、こういうふうなものはただでもちろむものだから、管理たらうと貯蔵たらうと、どうでもいいというやうな気持ちでやつておるのじやなかろうか、振り返つてみますと、国民は血の税金でもつて防衛分担保金を負担しておる。防衛庁の経費はすでに千億を突破しておる。こういうやうな国民の犠牲に對してささえられておる自衛隊というものが、一番よけいに金を使つて、しかも一番でたらめな経理をやつておるのが今の防衛庁だ、これが常識です。こういうでたらめなことをやつていて、一体防衛庁長官は責任をとらぬつもりでいるのかどうか、まず当面の責任者をどうするのか、私はこれを一つ明らかにしてもらなければならぬ。はっきり一つ答弁して下さい、法制局長官みたいなその場限りの言ひのがれの答弁じや、大臣ですらな、あなたは。これじゃ済まされぬと思ふ。もう一つ明確な責任ある態度を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(船田中君) 防衛庁関係につきましていろいろ御非難の出たということはまことに遺憾に存じます。私はその責任について何も回避することにはございせん。衆議院の決算委員会においてもバックカード・マリン・エンジンの採用についていろいろ御非難がございまして。しかしこの問題についてはいろいろ御非難がございましたけれども、しかしわれわれの責任者として調べたところによりますと、その買入れについて防衛庁として何ら不正不当がない、しかしそれをいかに説明をいたしまして御納得がいかぬということであれば、これは各委員会の権限において、できるだけ真相を究明することに御努力をお願いしたい、むしろそのことをお願いをいたしておるやうな次第であります。

この弾薬の保管につきましても、直接の責任者は補給処の処長、それから陸上幕僚監部、こういうものが責任を持つております。その責任のある者に對しましては、これを常に督促をいたしまして、そうして保管の十分なる責任を尽しておるわけでありまして、もしそれに間違いがある、職務の懈怠があるということでございますならば、その責任者を解職するに決してやぶさかではありませぬし、またそれが大臣の責任になるものであるというな

かにしてもらなければならぬ。はっきり一つ答弁して下さい、法制局長官みたいなその場限りの言ひのがれの答弁じや、大臣ですらな、あなたは。これじゃ済まされぬと思ふ。もう一つ明確な責任ある態度を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(船田中君) 防衛庁関係につきましていろいろ御非難の出たということはまことに遺憾に存じます。私はその責任について何も回避することにはございせん。衆議院の決算委員会においてもバックカード・マリン・エンジンの採用についていろいろ御非難がございまして。しかしこの問題についてはいろいろ御非難がございましたけれども、しかしわれわれの責任者として調べたところによりますと、その買入れについて防衛庁として何ら不正不当がない、しかしそれをいかに説明をいたしまして御納得がいかぬということであれば、これは各委員会の権限において、できるだけ真相を究明することに御努力をお願いしたい、むしろそのことをお願いをいたしておるやうな次第であります。

この弾薬の保管につきましても、直接の責任者は補給処の処長、それから陸上幕僚監部、こういうものが責任を持つております。その責任のある者に對しましては、これを常に督促をいたしまして、そうして保管の十分なる責任を尽しておるわけでありまして、もしそれに間違いがある、職務の懈怠があるということでございますならば、その責任者を解職するに決してやぶさかではありませぬし、またそれが大臣の責任になるものであるというな

かにしてもらなければならぬ。はっきり一つ答弁して下さい、法制局長官みたいなその場限りの言ひのがれの答弁じや、大臣ですらな、あなたは。これじゃ済まされぬと思ふ。もう一つ明確な責任ある態度を明らかにしていただきたい。

らば、私は何も責任を回避するものではないと断言する。

○委員長(青木一男君) この問題はあ

○田畑金光君 じゃもう一点だけ何し

が、あなた自身も新聞記事は認められ

たのです。私はそれが大事なことだ

か、私は新聞記事をそのまま信用す

信用するわけには参りません。これは

基いて十分調査の上真相をきわめな

ればならぬ、こう私は考えるわけ

が、しかしながら、再々こういう問題

が防衛庁を中心として起きてくる

この事態です。何年分の軍服を

入れたとか、何年分の砲弾を

入れている、そしてその貯蔵管理

というものが、どうもきわめてお

ういうことに対してどういうあなた

は国民に対して責任をどうと

のか、きのうも文部大臣にお聞き

しましたが、国民道義を確立しな

ばならぬ、であるから現行の教育

義の確立をはかるなら、まず、国民

り出して、六月早々には日米合同調

を全国的にやってみる。これを

いうことも載っているのです。これ

は事実であるかどうか、アメリカの

査にまでもお手伝いを請わなければ

ぬというところは恥さらしだと思

が、防衛庁長官はどうお考えにな

ますか。

○國務大臣(船田中君) 米軍がこの

査に協力するという話は聞いてお

せん。しかしただいま田畑委員は、

防衛庁のやり方を何でもでたらめ

うようなお話ですが、でたらめ

か、でたらめでないかという

よく御調査を願って、そして

査の権限を持っていらつしやる

から、十分御調査を願って、

弾薬庫の保管状況でも何でも、

は決してそれを隠してを

ようなことはございせんから、

現地についてごらんを

得の二%強ということ踏んで

けであります。戦争前のは、平均

たしますと約七%くらい、これは

費でございまして、七%くらい

ております。これを二%強に

い、こういう考えでお

ます、五カ年計画にお

○江田三郎君 戦争前との比較は、

これは余分なことでありまして、

りもむしろ日本の国民生活の現

うべきで、そこであなたの方

しになった五カ年計画の中で、

ページに国の財政という数字が

るわけですが、その二十二

ている数字の中で、国防関係

その他というところへ入ると思

すが、このその他というものの

一休どうなっておりますか。

○國務大臣(高橋達之助君) 詳細の

字はそれを政府委員から答

その他というものの中には賠償

字の中で予定しておる国防関係

というものは減るわけですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 大体の

どもの予想といたしましては、

得の〇・六%くらいはこれを

の支払いに充当していくと、

償費も入っておるわけであり

これで防衛費を二・二%ぐら

えまして、全体におきまして

%以下でやっていくというこ

ば、これは全体の国民生活に

ほさない。また国の経済自立

かえない、こういう考えで進

わけでありまして、国民所得

とそれだけ増加することにな

れません。

○江田三郎君 海外への支払い

ものが〇・六%という予想が

てくるんじゃないかというこ

われは心配しているのですが、

うおそれはございせんか。

てくれば、今の答えよりい

いうと、当然防衛関係の方を

ればなりません。そうしない

立計画ができない、こうい

りますね。

○國務大臣(高橋達之助君) その

でございまして。

○江田三郎君 それは今後の

ございますからそれくらい

けでけつこうですが、もう

業の問題についてあなた

いうお考えをしておられ

防衛庁の方、初度調

は米軍の供与に待つ

をとっておられますが、

昨日防衛生産という

業というのですか、その

いうことを言われましたが、

いて、この自立経済の

た方の構想ではどうな

か。これを読んでみ

お尋ねします。

○國務大臣(高橋達之助君) 防

だけを特殊産業として

つもりでございまして、

中に防衛産業という

ていくと、この方針

たい、こういう考

まして、計画の中

ものを特に考

うのですが、全

の産業の中に

あります。

○江田三郎君 これは高橋

考えが違ふの

て、防衛産業

というものは

というものを

いると思

た方

で過剰

を一体

○國務大臣(高碓達之助君) その通りでございます。

○江田三郎君 今、あなたはこともな

ちさしていきたい、こういうのが、私の趣旨はそこにあるわけでございまして、ちよっと私の言い方が間違っ

一体今何も、どういう兵器がどれだけできるかわからんから、将来の見通しは将来のことだと言われますけれど

○田畑金光君 大臣にさらに先ほどの
続きの、残っておる点を二、三お尋ね
しますが、この当面の責任者は補給処

上を認めていただきまして、そうしてその万全を期しておるわけでございます。

○田畑金光君 先ほど御答弁がありま
せんでしたが、この調査に日米合同で
当るといふことは、これも事実です
か。向うから軍事顧問団、米国の軍事
顧問団からそのような申し出があった
ということも事実ですね。

○國務大臣(船田中君) それは先ほど
答弁申し上げましたように、米顧問団
から調査のために連絡をするというこ
とはまだ私の方では何も聞いておりま
せん。

○田畑金光君 自衛隊の保有している
砲弾等というものは、一体平時の使用
量からいふとどの程度持っているわけ
ですか。さらにまたおそろく戦争とか
戦時とかいうことも予定して考えてお
られると思うのですが、どの程度の使
用量を貯蔵しておられるわけですか。

○國務大臣(船田中君) 従来米軍から
供与されておりましたものは、先ほど申
上げましたように、MDAP前にお
きまして受けておりましたが、SFRP
及びその後のMDAPで今日まで大体
十四万三千トン受領いたしておりま
す。そのうち現在の貯蔵量は約十二万
八千トンでございます。平時演習用と
して使用いたしますものは年間約八千
トン、従いまして十二万八千トンの貯
蔵量は、演習だけをいたしておりま
すならば相当期間使えるわけござい
ます。しかしこれが非常事態というこ
とになりますれば、その貯蔵量は数カ
月の使用量に過ぎないということ
になるわけでございます。

○田畑金光君 戦争を前提とした場
合、数カ月という、これは何カ月で
すか、三カ月ですか、五カ月ですか、
どの程度ですか。

○國務大臣(船田中君) まず二、三カ
月というところだと思います。

○田畑金光君 この点は内局の直接の
責任者おいででしょう。

○國務大臣(船田中君) 装備局長がき
ております。

○田畑金光君 装備局長に一つお尋ね
しますが、本年の初めから調査を初め
ておる、どういふような、これは内局
で調査をなさった結果が二百トン程度
だということになったわけですか。ど
うも私は国会の答弁のための調査発表
のように受け取れるわけですが、ほん
とに二百トンで陸軍は押え得るの
かどうか、この点簡単にいいから、一
つ時間がないので、御答弁願いたい
と思います。

○政府委員(小山雄二君) すべて装備
品は責任者からそれぞれの幕僚部を通
じまして常時調査をいたしておりま
す。ものによつて三カ月置き、ものに
よつて半年置きというような在庫調査
をやっております。特に装備品甲類に
属します。そういう弾薬等も含めまし
て、火砲とか弾薬とか、そういうもの
は常時調査をやっております。現在ま
での調査では、先ほど大臣からお答
えになりましたように、修理不能のも
のが約二百トンという調査は、幕僚部
の方を通じておられの方の帳簿
ではそういうことになっております。

○田畑金光君 この点は、先ほど申し
上げましたように別の機会にまた追及
しましょうし、またあるいは国会の適
当な委員会等で取り上げられるものと
期待いたしておりますが、いずれに
いたしまして、私は強く防衛庁長官
に念を押しておきますが、日米合同調
査という点はまだ向う側から話
がない、こういう先ほどの答弁であり
ましたけれども、アメリカからもらつ
た砲弾でありますから、そういう目
的のために来ておるのが軍事顧問団の
役割の一つでもあるので、こういうよ
うな事実が発生しておるとするなら
ば、当然これは軍事顧問団も介入し
てきましようし、日米合同調査といふこ
とにもなつて参りましよう。そうなつて
参りますと、これは単に防衛庁一当
局の問題だけでなく大きく言うとな
際的な問題である。こういうようなで
たらめなことが次から次と繰り返され
ているわけで、私は防衛庁長官が先ほ
どはつきりと言われたように、当然一
つ責任の帰趨を明らかにしてもらいた
いと思つております。同時にまた、それ
に應じて防衛庁長官みずから少しは責
任らしい責任をわきまえてもらいた
い、こゝ強く要望しておきます。こ
の問題はもう少し資料等が集まりまし
た後日質問することにして、保留をし
ておきたいと思つております。

次に大臣にちよつとお尋ねします
が、今どういふ方法で、この海外とい
うか、外国の、特に当面皆さん方が侵
略するかもしれない、こゝ言う共産圏の
国々の兵力の調査、あるいはまた西南
アジアの新興諸国における軍備の実
情、状態――昨日はインドの国防が
こういう水準までできておるのだとい
うような大臣のお話もありましたが、こ
ういふ西南アジアの国々や大陸諸国の
軍備あるいは装備の実情について、ど
ういふ方法で調査をなさつておるわけ
ですか。

○國務大臣(船田中君) 今、お尋ねが
ございましたが、これはたびたび申し
上げておることでございますが、日本
の自衛隊といたしましては、仮想敵国
というものは持つておりません。従つ
て、共産圏内の軍事情勢を特に調べて
いるといふようなことはやつておりま
せん。ただいまお尋ねの国際情勢、ま
たそれぞれの国の国内の一般情勢、特
に軍事情勢等につきましては、これは
主として海外の在外公館の手を通じて
資料を収集する、それからその他専門
の雑誌あるいは冊子等が相当たくさん
ございまして、そういうようなものを
資料として調査をいたしておるもの
が、大体おもな資料でございます。

○田畑金光君 砂田前防衛庁長官時代
だったと思つて、駐在武官制を考
えたい、とらなければならぬ、こゝ
ういふような構想も発表されていまし
たが、今のお話ですと、日本の自衛隊と
いふものが全くどういふ基準から編成
装備等を検討しておられるのか、暗中
模索のようであります。あるいはアメ
リカの指令に基いてのみ作つておるん
だといふことになれば、それでけつこ
うです。が、駐在武官制、こゝいふ
なこと等は考えていないのですか。

○國務大臣(船田中君) 現在アメリカ
には、大使館の中に三人ほど、そん
な情報の調査研究をし、情報を収集す
るという駐在員がおります。なお、
ヨーロッパ方面にもぜひ出したいと考
えておりました、三十一年度の予算に
おいて、外務省の職員のうち、特に防
衛庁のためにいろいろ国際情勢ある
は各国の軍事情勢等について調査研究
をしてもらうために一人の予算をとり
まして、これは御承認を得ておるわけ
でございますから、本年度中に実現す
ることと思つております。

○田畑金光君 一人予算をとつたとい
うわけですが、どつちにそれを置くつ
もりですか。それからこゝいふ人方
は、調査官なら調査官、どういふ資格
で向うに行くのか、アメリカの三名、
これからヨーロッパへようやく一名、
だんだんこれは各国に駐在武官を設
けるようなことにならうかと思つて
います。が、こゝいふようなことになつてい
くのかどうか。

○政府委員(増原憲吉君) アメリカに
おりますものは、陸海空の自衛隊か
ら隊員が一名ずつ、大使館の書記官の
身分で自衛隊員としての身分を兼務す
る、本職は移りまして、大使官の参事
官といふことで参つております。今年
は予算としては二人認められまして、
そのうち一人がアメリカに行つたわけ
です。アメリカが三人になつたわけ
です。もう一人は欧州、まだ明確にど
こいふことを長官の決定は得ておりま
せんのであります。フランスあたりが
よくないかといふようなことを研究と
しては考えておりますが、まだ長官の
決定を得ておりません。

○田畑金光君 これはだんだんと、た
とえばこれからフィリピンとも大使を
交換する、大使館を設けるといふよう
なことになつてきますと、西南アジ
アの国々等にも置こうという考えに発
展していくのです。

○國務大臣(船田中君) これは予算が
認められることになりますれば、なる
べく友好国にたくさんおる方が、私は
よからうと思つて、なかなか實際問題
としては、せいぜいアメリカ、ヨー
ロッパといふようなことございしま
して、東南アジア等にも将来の問題とし

第一部 内閣委員会會議録第五十二号 昭和三十一年五月二十五日 【参議院】

ようなことになると思うのだが、わが国の場合は、英米のようなそういう膨

そういう一般的なことしか言えぬのか
もしらんとしますが、専門家とい

小さいものも可能、あるいは製造可能のみならず、使用可能になる、こう

からアジアの各国の兵力配置について
もニューヨーク・タイムズを引いて掘

君が質問をいたしておりましたが、そういう点も秘密ではない。そうすると何と申しますか、何かこうえらい秘密のように考えられておりますけれども、私が質問をしておる程度のことには秘密であるとは思いませんが、今お尋ねをいたしましたのは、そういう点が答弁できるようにあなたたちが知識を得られるのは、得られるか、あるいは得られるようになるのはいつどういう方法でやられるかということをお尋ねしたい。

○政府委員(林一夫君) 現在のところは公表されておる限りにおいて知り得るのであります。その範囲においてはできるだけ知りたいと、こういうふうな努力はいたしておるのであります。

○吉田法晴君 それは先ほどの、まあ長官からお話があったが、こういう水爆が大小任意に作り得るようになった、あるいは使用し得るようになったというのと、それから日本の防衛という問題とに関連をしてどのようにならるか、あるいは考えておられるか、承りたい。

○政府委員(林一夫君) これは水爆が現在の程度のものでできておるか、あるいは原子砲弾がどの程度のものでできておるかというところは、まだはっきりしていないのであります。これに對してわが方の防衛をどうするということについては、別にはっきりしたことは考えられないと思えます。もちろんばく然と今まで知り得た原子兵器に対するわが方の備えはどうするかというところについては、もちろん今後研究していかなければならない点であるかと思っております。

○吉田法晴君 今のお話の從來考えられておった、從來考えられておったというの、まあここで出ましたナイキ、マタドール、あるいはその他ロケット、あるいはB52あるいは47等、運搬兵器を含みまして質問をし、あるいは御答弁を願ったわけであります。それが、それらの爆撃機あるいはロケット砲でもってどの程度の水爆も使えるのだ、こういうこと、まあこれは明らかにになったという点であらうと思えます。これに對しては、何と申しますか、対処するか、こういうことについては、從來考えておったところはあるかと、こういうお話ですが、その從來考えておられてきたところを一つ御説明を願いたい。

○政府委員(林一夫君) ただいまの水爆が小型化されて誘導弾の弾頭にこれを装着できるというようになったというところは、まだ聞いておりません。私どもは今まで知っておるところは、まだそこまでは聞いていないと、こういうふうな聞いておるのではありません。一般的に申しまして、原爆に對する防衛、あるいは原子兵器に對する防衛というような点につきましては、世界の各専門家がいろいろ研究意見を發表しておるようでありまして、そういうような点についてはわれわれも大いに調査し研究しておるのであります。

○吉田法晴君 どうも答弁が何と申しますか、遠慮しいしいで、秘密に秘密にというお話であります。そういう秘密的な態度については大へな不満でございます。そういうことでは私は国民の防衛というところは不可能だということを申し上げますが、できるだけわかつておることは率直に一つ御披露を願いたいと思ふのです。

それでは、これは資料をもらいましたけれども、アジアにおける原子兵器の配置状況というのをごいませんが「米、英、ソの原子兵器の現状」というのはいただいております。アジアにおける原子兵器の配置状況というものを教えていただきた。

○政府委員(林一夫君) アジアに原子兵器があるかどうかという点でございしますが、沖縄に原子砲が来ている、果して原子砲の頭のものか、原子爆弾が来ているかどうか存じませんが、原子砲が来ているということは承知しております。

○吉田法晴君 それだけでしょうか。アメリカの原子砲が沖縄に来ているというだけでしょうか。その他については、米、ソ、それから中国、日本等についてはどのように御承知でしょうか。

○政府委員(林一夫君) ただいま申し上げました沖縄だけにあるということをおつております。

○吉田法晴君 これは先ほど来御説明を聞いて多少疑問を持つのですが、先ほど来御質問申し上げておるようなのは、防衛局長に御質問して答弁を得るのが適当なものでしょうか。それとも防衛局長じゃなくて、別に統合幕僚会議議長なり、あるいは各幕の長なり、そういうところから御答弁を願うのがほんとうなんでしょうか。多少答弁を聞いて疑問を持ちますから、その点を長官にちょっとお尋ねをいたします。

○國務大臣(船中君) 各幕僚監部で持っております情報は、全部内局の者が知っておりますのでございまして、ただいま防衛局長から御答弁申し上げた

ことが全部でございます。ことに原水爆ということ、国防のうちでも最も機密にされていることとございまして、これはアメリカ側においてもその内容等についてはほとんど何も公表したものがございせん。従つて米軍に連絡いたしましたも、その実情を詳細知るといふことはその手段がないわけでございます。

○吉田法晴君 それでは沖縄に原子砲があるということ、これは国防会議の構成等に関する法律が流れた去年、私も知りませんでした。その際にあわせて、日本にオネスト・ジョンが来ている、それからガムであります。南方の島に原子兵器と申しますか、貯蔵をされておる、こういうニュースがございまして、そのこと、それから今いただきました資料、ほかにもお配りをいただいたのだと思ひますが、十分まだ読む間がないのですけれども、その中の「米、英、ソの原子兵器の現状」というところに、ソ連の原子兵器がアジアにあるというところは書いてないのですが、あるいは「原子力潜水艦はないらしい」、こう書いてあるのですが、ソ連側においてはアジアに原子兵器がまもないと申しますか、あるいはあるということをお聞かして、こういうことなんですか、その辺を一つ。

○政府委員(林一夫君) ソ連がアジア方面に原子力を持っておるというようなことは聞いておりません。

○吉田法晴君 ガムについてはどうです。

○政府委員(林一夫君) ガムについても同様でございます。聞いておりません。

○吉田法晴君 それではさつき一番初めにお尋ねをいたしましたけれども、この中に、「アメリカ空陸軍連合演習」の陸軍関係について、「原爆戦における効果的地上作戦実施のため陸軍は機動性の増加と柔軟性、敵の配置に関する情勢処置の技術等」その関心を集中している。」「こういうことで「機動性の増加と柔軟性」といったような点について研究がなされておる。で、日本においても、水爆もこれだけ任意に作り得る、あるいは運び得る、また使用し得るということにだんだんなつて参ります」といふと、日本の自衛隊なりあるいはあなたたちのいわれる防衛組織についてどのように対処していくというか、あるいは研究をしていくということをやっておられるか、あらためて伺いたい。先ほどの答弁は十分でございせんので。

○政府委員(林一夫君) 今までの演習の結果、またはこのごろのNATO方面の専門家の研究によりますと、原子兵器に對する防衛方法としては、ただいまおつしやつたように機動性ということ、総合力を与えるという点が大事な点であるというふうにいわれております。従いまして、今後このような部隊編成なり運用については、こういうような点を考慮して研究していかなければならぬというふうに考えております。

○吉田法晴君 SEATOの演習について——これは十分検討する間がないから、あるいは的はずれをしておるかも知れませんが、片言隻句をとらえることになると「五〇〇〇キロを離れた日本より急速に所望の兵力を敏速に必要地

に努めております。それに関しましては、必要なる資料といたしましては、米側から供与を受けましたフィルムだとか、スライドあるいはチャート、こういったものを用いまして、おもに座学を中心にして教育をいたしております。

○千葉信君 議事進行について。高橋長官に対する質疑の関係もありますか。それから、これから午前中は休憩にして、午後一時半ごろから再開の運びにしたい。いただきます。

○委員長(青木一男君) それでは暫時休憩して、一時半より再開いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時十九分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

国防会議の構成等に関する法律案を議題として、質疑を継続いたします。

○江田三郎君 午前中高橋長官にいろいろお尋ねをしたんですが、途中でしばしば水が入りましてはつきりしません点がありますので、今日午前中に言われたことは、兵器生産については原則としては民有民営でいくと、しかし特別の技術を必要とするものについて、は特に国が助成をすることもある、しかしどういふものかということは今は何にもきまつていない、こういうことですね。そこで、そこから関連してお尋ねするわけですが、今日の日本の現有の兵器産業の中で、特に銃砲弾については相当設備過剰というふうにおれわれ聞いているわけですが、この点は一体設備能力と現在の生産量とどういう工合になつておりますか。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題になりまして、通産省の所管になっておりまして、今日は通産省のその方の人に来てもらうことになっておりますから、参つておると思いますが、政府委員からお答えいたします。

○江田三郎君 それじゃまあ通産省から見てから聞きますが、まあ実は私が高橋さんにお尋ねするのは、今度の国防会議には通産大臣というものはこれは会議の議員になっていないんであります。従つてあなたの方が少くともこういう問題については窓口になるので、当然あなたの方で心得ておられると思ひましたのは私の不覚でございます。(笑聲)「そうじゃない、高橋さんの不覚だよ、それは」と呼ぶ者あり)それじゃ一つ問題をかえて、午前中のあなたの答弁でいきますと、真意かどうかしりませんが、将来の武器の日本の必要量以上の生産については、これは東南アジアへの輸出というようなことを考える、こういうことでありましたが、そこでその点をもう少しお尋ねしておきたいと思うのです。たとえば先般あなたが手がけられたところのフィリピンとの賠償交渉、あれには当然今後の貿易問題もからんでおると思ひます。あるいはすでに成立したビルマとの賠償交渉、こういうものを通じて実際に東南アジアへの武器の輸出が可能と考へておられるわけでしょう。この点はまあしばしば過去において日本が東南アジアへの武器の輸出ということは言われてきましたけれども、こういうことはかけ声だけで私どもは一向実現しなかったと思うのですが、最近

あなたがそうおっしゃるのは何か根拠があるわけですか。

○國務大臣(高橋達之助君) この問題は、私は純経済問題として考へましたときに、日本の技術の水準が東南アジア諸国の技術の水準と比較いたしました、相当上回つておる、進んでおる、こういう点から考へまして、防衛産業というふうなことに比べれば、全体として東南アジア諸国における機械類の高度のものはなるべく日本が供給し得るようになつていきたいと思います。こういう考えから持つて参りました、防衛産業の方においても日本と一緒にからんでこれを考へることはいいことだと私は経済的に考へておるのであります。しかしながらけさは御質問になつた、これは非常に政治問題とからんでおることになります。そういうふうなことの結果、ただ経済問題だけを考へた結果、相手国の戦争を誘発するとかあるいは戦争をしておるものを助けると、そういうふうなことに相なつても、東洋の平和を保つという上におきまして、できるだけ戦争を防止するというこの方針がわれわれがとつておる方針であります。それと接触する、それと反するということになりますと、これは経済問題だけを考へるわけにいきません。非常にこの点はデリケートな点で、また重要な点だと考へておりますから、輸出をするということは単に経済的な問題だけを考へすべきものではないと、こういうふうに思つております。

○江田三郎君 そうすると、まあ午前中のお答えと少々違つてくるわけですね。大体今の答弁でも、やっぱりちよつとはつきりしない点があるので、日本

の技術の方が進んでおるんだからということで、東南アジア貿易を考へる。そこであなたの答弁を聞いておりますと、武器といふものが、兵器といふもの、そういうものの輸出といふものを非常に軽く考へておられるんじゃないか、一般の機械類と同じような考へ方をしているんじゃないか、その点はまああなたが経済界の出身ですから非常に軽く考へておられるんじゃないかということを私感するのでありますが、しかしこれは同時に非常に危険なことなんでして、今日日本がほんとうに平和を維持していくといふことを考へた場合に、どこかへ日本製の武器が出るといふことは、これは容易ならざる影響力を持つてくるわけですね。そこでこの際私はあなたに一体日本政府としては武器の輸出について基本的にどういふ方針を持つておられるのかといふことを、この際伺つておきたいと思ふのです。先般中近東の問題もありましたから、それはまた外務大臣の問題かもしれませんが、しかし今これからの問題でこの委員会に外務大臣を引張り出すといつても、河野農林大臣が帰つてこられたりすると、外交問題がいろいろやかましいことになつて、委員長の御機嫌が悪かろうと思ひますので、あなたから答えていただきたい。

○國務大臣(高橋達之助君) 午前中に答へていたしておりましたことは純経済的問題から考へてお話ししておつたようなわけでありまして、まあ今のお話のごとく昨年パンドン会議に参りまして、われわれがこの東洋において、またアジア・アフリカ会議におきまして、どうしても将来は国際間の問題を、もちろん国内問題としても武力をもつて解決するといふことはやめようじゃないかと、全部話し合ひで行こうじゃないかと、こういうことを申し合せをした問題から申しますと、日本が経済だけの問題で注文があつたので、売るといふふうな工合にも考へられないといふわけでございますから、その点につきましては、午前と午後と今私の考へ方が變つたとあなたはおっしゃるけれども、私の考へ方はそこにあつたわけでございます。今朝経済問題だけにあつたような意見で、言つたようなふうでございますので、もちろん将来の問題といふことは、平和を、どうして国際的の平和を保つかといふことについては、日本としてもこれに對して寄与することを十分考へなければなりません。しかるに一方において武器をどこかに商売だから、もうかるから供給しておる、それによつて平和を攪乱するといふようなきつかけを作るといふことは、厳に慎しまなければならぬと思つておるわけでございます。ただ私午前中に申しましたことは、どこの国において、この間フィリピンに参りまして、あるいはインドネシアに参りまして、ある程度武器を持つておつたので、そういうものは日本に安くでござれば、これをやればいいじゃないかと、いふことを簡単に考へておるわけでございます。今、深く十分に考へましたときには、今の江田委員の御質問のごとき御意見と私はもう全然一致しておるわけですから……。

○江田三郎君 そういう今の答弁だけを聞いて、午前中のやつは聞かなかつたといふことにすればいいのです

が……。そういったしますが、ただあなたが経済問題としてはごく軽くさういふ考へ方をされるのだということが、実は私は非常に大きな問題だと思ふのです。いわゆる死の商人といふもの、死の商人の諸君にしたところで、自分の輸出したものによつてすぐ国際的に紛争を起す、一方の側の力をとめることは、また国際的な一つの紛糾の種といふふうなことを考へないで、おそろくそろばんだけから、純経済的に考へるのだからと思ひます。しかし結果においては、それは死の商人といふ行為になるわけですね。その点は特に経済企画庁長官としては慎重に考へてになり、慎重に御発言を願ひたいと思ふのです。そういうふうな工合に兵器の輸出といふことは軽々しく行なつてはいかぬといふことになると、またもう一つの問題が出てくるわけですね、午前中に問題にしました国内の兵器生産の能力、今の兵器といふものを考へてみますれば、おそろくどういふ兵器、まあ極端に例外的なものを除けば、どういふ兵器にしたところで、現在の日本の自衛隊の需要量といふことを考へたら、これはとても私は資本家的計算には乗つてこない。国が特別な補助をすればとにかくとして、資本家的な計算で優秀な施設を持つて、近代的な施設を持つて、それで今の自衛隊だけの必要とするものを供給したのでは、これはそろばんに合ふんと思ふのです。しかし一方において兵器の輸出といふものは、そう簡単にはできないといふことになると、もし私がいふ今の前提を肯定されるとすれば、一体その調整はどうされますか。あなたはこれは、国にはしないのだ、原則として民営

が……。そういったしますが、ただあなたが経済問題としてはごく軽くさういふ考へ方をされるのだということが、実は私は非常に大きな問題だと思ふのです。いわゆる死の商人といふもの、死の商人の諸君にしたところで、自分の輸出したものによつてすぐ国際的に紛争を起す、一方の側の力をとめることは、また国際的な一つの紛糾の種といふふうなことを考へないで、おそろくそろばんだけから、純経済的に考へるのだからと思ひます。しかし結果においては、それは死の商人といふ行為になるわけですね。その点は特に経済企画庁長官としては慎重に考へてになり、慎重に御発言を願ひたいと思ふのです。そういうふうな工合に兵器の輸出といふことは軽々しく行なつてはいかぬといふことになると、またもう一つの問題が出てくるわけですね、午前中に問題にしました国内の兵器生産の能力、今の兵器といふものを考へてみますれば、おそろくどういふ兵器、まあ極端に例外的なものを除けば、どういふ兵器にしたところで、現在の日本の自衛隊の需要量といふことを考へたら、これはとても私は資本家的計算には乗つてこない。国が特別な補助をすればとにかくとして、資本家的な計算で優秀な施設を持つて、近代的な施設を持つて、それで今の自衛隊だけの必要とするものを供給したのでは、これはそろばんに合ふんと思ふのです。しかし一方において兵器の輸出といふものは、そう簡単にはできないといふことになると、もし私がいふ今の前提を肯定されるとすれば、一体その調整はどうされますか。あなたはこれは、国にはしないのだ、原則として民営

が……。そういったしますが、ただあなたが経済問題としてはごく軽くさういふ考へ方をされるのだということが、実は私は非常に大きな問題だと思ふのです。いわゆる死の商人といふもの、死の商人の諸君にしたところで、自分の輸出したものによつてすぐ国際的に紛争を起す、一方の側の力をとめることは、また国際的な一つの紛糾の種といふふうなことを考へないで、おそろくそろばんだけから、純経済的に考へるのだからと思ひます。しかし結果においては、それは死の商人といふ行為になるわけですね。その点は特に経済企画庁長官としては慎重に考へてになり、慎重に御発言を願ひたいと思ふのです。そういうふうな工合に兵器の輸出といふことは軽々しく行なつてはいかぬといふことになると、またもう一つの問題が出てくるわけですね、午前中に問題にしました国内の兵器生産の能力、今の兵器といふものを考へてみますれば、おそろくどういふ兵器、まあ極端に例外的なものを除けば、どういふ兵器にしたところで、現在の日本の自衛隊の需要量といふことを考へたら、これはとても私は資本家的計算には乗つてこない。国が特別な補助をすればとにかくとして、資本家的な計算で優秀な施設を持つて、近代的な施設を持つて、それで今の自衛隊だけの必要とするものを供給したのでは、これはそろばんに合ふんと思ふのです。しかし一方において兵器の輸出といふものは、そう簡単にはできないといふことになると、もし私がいふ今の前提を肯定されるとすれば、一体その調整はどうされますか。あなたはこれは、国にはしないのだ、原則として民営

でやっていくという場合には、一体これをどう調整していくのですか。

○國務大臣(高橋達之助君) そのお考えにつきましては、私はこの防衛産業というものを、別の仕事とせず、全体の産業の中に繰り込んでいく程度にやっているといたしたい。しかるに防衛産業の中に技術においてはトップをきつておる仕事もあるから、これを研究することはひとりの防衛産業のためだけではなくて、全体の産業の技術を向上せしめるがために必要だと、こう存じております。しかしこれがために非常に大きな経費を費して、そしてその生産を日本でやるのはいかどかというところは、これは全体的に考えなければならぬ問題だと存じまして、現在におきまして、西ドイツのごときは、いろいろな産業は復興いたしておられますけれども、防衛の産業だけは、これは自分の国で自給するよりも、ほかの国から買った方がいんだと、こういう方針をとっておるようなこともありまうから、そういう点もわれわれは考えなければならぬものと思っております。

○江田三郎君 私は何も抽象的なことを言っているわけではないのです。そこで先ほど銃砲の生産能力、それと現況ということの問題にしたわけなんです、今私が言った問題は、現実にはすでに銃砲の生産の中に現れておると思うのです。そこでこのあなたの特殊な技術ということと盛んに言われますが、それと一緒に問題をさげやいかんと思うのです。特殊な技術というものは、ただ兵器生産だけでなしに、日本の工業の近代化全体に役立つのだからということで、問題を逃げら

れてはいかんと思うのでありまして、そういうことでなしに、現実には銃砲の場合には、生産施設過剰という問題があるわけなんですから、一体こういう問題はこまかな数字はどうでもよろしい、通産省に聞かんでもよろしいが、現実には起きている銃砲のよう施設過剰の問題は、どう解決されるかということをお尋ねします。

○國務大臣(高橋達之助君) 私はこれは終戦直後この当業者が、日本政府との話し合いでなくて、むしろ進駐軍との話し合いによって、ある程度の銃砲弾を作るということを実行し、それに適合するような工合の設備を作ったと、こういうように私は記憶いたしておりますが、当時進駐軍の注文が非常に多かったということのために、無計画に相当大きな設備をしたのだからと、こう存じておられますが、それはどの程度にやっておられるかというところは、通産省の政府委員が参っておりますから、それが今後の日本の消費とどういうようにマッチするかということについては、政府委員から説明いたします。

○江田三郎君 私も時間がないので、数字を説明されるのは、してもよろしいけれども、数字の説明を今聞かなくても、問題の性格というものははっきりしているのですよ。あなた自身のこの問題の解決方法は、一体どうなんだということなんです。国防会議の委員として出られるあなたのお考えはどうだということをお聞いているのです。

○國務大臣(高橋達之助君) 私はこれは日本において将来消費するという見通しのついているものは、この設備を残す必要はありますが、その必要ない、以上のものはこれは整理すべきだと存じております。

○江田三郎君 しかばその整理、必要以上のものを整理するという場合は、これは業者の方が無計画にやったことであるから、従ってこれに対しては国として一切責任をとらない、こういう基本方針でいかれますか。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題はよく現状を調べました上で、(江田三郎君「さあさあその辺からだ」と述べ)それで実行していくべきだと存じております。

○江田三郎君 この問題は高橋さん御承知のように、今始まった問題ではないのですよ。相当長く問題になって、そうして一部の人間からこれを国が買上げるという意見も出たり、あなたの方でも、この問題については個人的にもいろいろ相談を持ちかけられ、いろいろお考えになったと思うのです。で、やはりこういう問題について、早くきつぱりとした態度をとっていないと、御承知のようにこの兵器生産というものは、そうあなたの言われるように優秀な機械を作って、兵器のために入れた機械を、ほかへ転用するといつても、そう簡単にできるものではないのですから、一たんそれを作れば、作つたがために、その工場を維持してやるがために、この発注量をふやしてやらなければならぬというように、兵器生産のための防衛能力ということが、兵器生産のための防衛能力という逆なことも出てくるわけなんですから、これはやはりもつとききつぱりした方針をお示し願いたいと思つて、今

そういうことはまだきつぱりときまつておりませんか。

○國務大臣(高橋達之助君) はつきり申し上げませんが、まだそこまで検討いたしておりません。十分早く検討いたしまして、お期待に沿うようにいたしたいと思つて。

○江田三郎君 そういう御答弁だけだからあなたは氣楽だと言ふので……、困るのですよ。しかしまああなたは人柄を見ているという、悪口言ふ気がね。しかし私は自分の与えられた時間がありまけんから、これでやめまうけれども、とにかく防衛産業について、それから国防の長期計画について、何を聞いてみてもはつきりしたことは一向わからない。こういう状態では——それで国防会議を早く作つてくれ、作つてくれと言ふのだけれども、私はそんなこういう状態では、国防会議を作つてみたところで、一つもかけべき議案はないじゃないか。そこで頭をめぐらせば、結局自主的な案というものをかけるのじゃないに、アメリカの方から示される案が国防会議にかつていくのじゃないか。それ以外にないのだから、こういうことも考えざるを得なくなるわけですが、しかし今の私の受け持ちの時間、ちよつと過ぎましたから、私はこれでやめておきます。

○松浦清一君 去年の特別国会に同じこの法案が提案されましたときに、ちよつと審議の過程に経済自立六カ年計画というものを発表されました、これは経済自立六カ年計画の中に、防衛産業というものが、防衛産業というものが含まれている、間違いないと思われ

るが、企画庁長官に御出席を願つて、そのことを一つただそうではないかというところで、あなたの御出席を求めた。その際にあなたのおっしゃったことは——ただいまここに速記は持つておりませんけれども、私の記憶に間違いがなければ——今計画をしている経済自立六カ年計画というものは、まだ未定稿のものである、最終的に閣議の了承を得ていない、当時の経済審議庁の中で、こういう計画をやつてみたかどうかというところなので、このことを実現するためには、まだまだ十分検討しなければならぬし、国民全体の協力によつてこれが遂行されることを念願として、防衛関係のものがどの程度に含まれているかということをお答弁はなさらないかということがあります。それはいつごろできるのかと言つたところが、それは早急に一つ正確なものを策定する予定でいるという御答弁をいただいたと、私は記憶している。あなたがもし企画庁の長官の席を去られておれば、そのときのあなたの御答弁はここまでのところのと言ふ筋合ひではございませんが、幸か不幸か、再びこの国会に同一の法案が現れてきて、あなたと相再会する機会を得たのです。けさほどからの江田委員の質問に対する御答弁がどうも前の時と同じような御答弁をされておつたように思つて、

ところが、今度の五カ年計画は閣議で決定された、日付を私は覚えてませんけれども、この計画書にしろしてある日付から言つて、昨年の十二月の二十三日、これがきまつた日か、これが印刷された日か知りませんが、とにかくこの計画は閣議で正式に決定された

ものと了承しておるわけです。しかも、三十一年度の防衛予算は、国庫債務の義務負担行為を含めて九百十億圓に達する、この中から一体どれだけのものが消費され、どれだけのものが設備されるのかというこの数字は私は明確に知りませんけれども、それだけ大きな金を使われるのだから、いわゆる防衛生産がこの計画の中に含まれていないということはないと思うのです。そこで大へんあなたはお忙しいようだから、簡単に通り抜けの御答弁をされたいと、その辺のところが得心ができませんが、その辺のところが得心ができませんというので先般来御多忙中のあなたに御出席をお願いして十分御説明を願いたい、こう考えてきたわけなので、私どもの尋ねたい目的の核心をつかんでいただいて、その辺のところを一つ詳しく御説明を願いたいと思っております。

○国務大臣(高橋達之助君) この前の国会で御答弁いたしました以来、経済六カ年計画、これを今度変更いたしました五カ年計画にしたのでございますが、これはもちろん閣議の決定を経て五カ年計画を立てておるのであります。それで、その計画におきましては、大体五カ年における経済的支出とどれくらいの支出をし得るかということとを、これを検討いたしましたわけでありまして、この昭和三十一年度におきましては、防衛分相金を入れまして、かれこれ一千四百億圓という、これは確実な数字であります、そういうふうな予算をきめておるのであります。それは国民所得の幾らになるかと申しますと、大体二割強になっておるのでござ

います。それぐらいの程度で五カ年間はやっていって、日本の経済自立計画の達成に対しても、またそのほかの社会保障制度におきましても、大きな差しつかえはない、こういうことでこの五カ年計画は進んでおるわけでありまして、それから、この一千四百億圓、つまり国民所得の二割強というものは、これをどういう方面に何に使うかという問題につきましては、これは五カ年間にわたる防衛計画が完全にできまして、それに対して、その金をどういうふうに分けるかということにいたさなければなりません。ですから、防衛計画はまだまだ完全にこの五カ年間の計画はできていないわけですから、これは今作っておる最中でありまして、これは経済企画庁としてやるべきものではあります。防衛庁なり通産省なり、全体とよく協議した上でできるわけでございます。それから、それに対して負担する金額のワタというものは、ここにきめられておるわけでございます。

○松浦清一君 これは防衛庁長官にも関係のあることですが、ただいまの企画庁長官の説明でございまして、国民所得の二割は防衛関係費用に、言いかえれば防衛生産に出し得る……。

○国務大臣(高橋達之助君) 二割強で、松浦清一君 二割強は出し得る、そういうことになると、これだけの防衛力を持つ必要があるということとを前提にして二割強を割り出したのか、日本の経済余力が二割以上あるということとを割り出してきたのですか、これはどちらなんですか。いろいろ判断の違

いがありまして、私どもは今の日本の経済力の全体から判断をして……理屈を言えば、社会保障制度の拡充はもととやらなければならぬ、水害、災害の復旧ももととやらなければならぬ、そういうような面から判断をするという防衛関係の費用を出すということは困難だ、このような経済的な見地からいって、そのように判断をしておるわけですから、あるいは判断の相違があるかもしれないませんが、防衛の必要のためにそれだけ余力があるから防衛力を漸増していくというのか、その辺の考え方はどういうことになっておりますか。

○国務大臣(高橋達之助君) この二割強という数字は、過去四年間における実績を検討いたしました、これをもち出した数字であります。そうすれば、それぐらいの金額を出して、それを出すものとして日本の経済にどういう影響があるかというふうなことを検討いたしました結果、これならば国民経済自立計画を立てる上においては差しつかえないという数字でありまして、過去の実績と将来における国民経済の負担力ということから考えて割り出された数字であります。

○松浦清一君 日本の経済計画を立てていく上において、昭和二十九年の千三百二十七億の防衛関係予算の中から三十年度に二百三十四億圓も使い残して、あなたが一番御承知の通り、日本の経済というものはまだ弱体です。まだまだほかに必要なものはある。と、これだけ出し得る、説明によると、これだけ出し得る、そういう見解から防衛予算というものは組まれていく、こういうふうな考え

ておるようなお答えでありましたけれども、それほど裕福でない日本の財政の中から、相当いろいろなスキャンダルが起るような問題を起してまで買いたいものを買いまくって、そうして二百三十四億圓も使い残している、こういうような経済の立て方はあなたは正しいとお考えですか。

○国務大臣(高橋達之助君) これは過去の実績からいたしました、その程度のもので負担できるかいなやということを検討いたしますわけでありまして、これを考えに入れて、あるいはこれは多過ぎるか、あるいは少な過ぎるかという意見は個々にございまして、あなたが、これぐらいの限度ならば大體間違いない、間違いないということ、日本の経済の負担力として間違いない、こういうことを断定したわけでありまして。

○松浦清一君 必要最小限度の予算を使っていく、こういうことなら防衛計画のよし悪しとか、あるいは防衛力を持つことのよし悪しというこの議論は別として、それはまた許されるところもある。ところが、この貧弱な財政の中から、防衛関係予算というものを頭から一番の強い力で取っておいて、そうしてなおかつ使い残していく、だいたい使われても困るのですけれども、残してくるというふうな余裕のある、そういう余裕のある経済の立て方、予算の立て方というものは当然だとお考えになりますか。どうでありますか。

○国務大臣(高橋達之助君) これは防衛庁の実行におきましてどういう結果になっておるといふことをよく検討い

たしまして、そういうふうなものが年々たくさん残つてしまふとかということになれば、これは当然私は減じていくべきものだろうと思ひますが、私の申し上げることは、現在の日本の経済力から申しまして、国民所得が増加してくれば、それに準じて自衛の力を持つていくべきのが順当だと存じます。国民所得の増加に応じて、あるいは減少した場合には減らさなければならぬ。国民所得に応じて二割強のものはこれは差しつかえない、こういうことを外国の例等もよく調べましてきめておるわけなんです。

○松浦清一君 国民の総所得がだんだんふえてくるに従つて、現状から推して、大體総所得の二割強は防衛力にさき得ると、あなたは経済の立て方の上から判断をしておられる。そうすると、この五カ年計画が完了し、あるとかないとかいろいろ議論される点でしようが、防衛計画の五カ年計画もあるものとして、今までは正式に決定をしておらんから、そういうものは単なる案に過ぎない、こういうふうな政府は御答弁になつておられるわけですか。あるものと判断して、この五カ年が済めば、さらに国民所得に余剰が起ると、やはり二割強は防衛力増強にさき得るものとして、そういうふうな永久性のある計画を立てるつもりでござい

ますか。五カ年でピタッととめるのじゃなく、将来ずっと……。

○国務大臣(高橋達之助君) 五カ年先のことを今議論するわけにいきませんが、大體国家が独立している以上は、ある程度の自衛力というものを保持しなければならぬ。自衛力というものはどの程度にとめればよろしいかとい

うことを経済的に見ましたときに過ぎまして、ある国は、インドのごときは国民所得の六%、ドイツは幾らとつておるとか、イタリアは幾らとつておるとか言われますが、私は日本の現状から見まして、天然資源も少く、そういう貧弱な国でありますから、大体二%強をもつていたならば、これは国民の生活に大きな影響なくやっておりますものと、こう存するわけであります。

○松浦清一君　そこでこれはまた防衛庁長官の御関係のあることであります。今の日本の国民の立場からいって、政府であるとかないとかいうことをいつてみても、それは昭和三十五年の末には、陸上の制服の隊員が十八万、それから艦艇が十二万四千トンで、飛行機が千三百機で、総合計二十七万になる。数字の違いはあるかもしれませんが、とにかくそういう計画を立てておると国民は思っております。幾らそういうことを国会の中では、政府としてはきめておらぬと、こういうふうには強調されても、しばしばこれは新聞に報道されて、現在日本の考えておる三十五年末における防衛力の総力というものは、その辺のところだということをお断しておる。そこで今までたびたびそういうことを尋ねて、これは正式決定のものでないと言いますから、それをあるとかないとかいうことは、私は尋ねようとは思わぬが、ここで国会の審議を通して、一体日本を防衛し得る力の限界というものは、いわゆる二十七万程度でもうとめるのだと考えておられるのか。今あなたのお説によると、三十五年がきてても、やっぱり国民総所得の二%強くらいは日本の経済力の上から判断をして、防衛力漸

増のためにさき得るものだとあなたは判断しておられる。五十年計画が済んでもずっとそれはほとんど延びていく、このように判断をされるような御答弁であった。そういうことでございすか。

○國務大臣(高橋達之助君)　私どもの申し上げましたことも、今おっしゃる通りであります。五十年過ぎた後においても、国防といえますか、自衛力を持ていく上において、それくらい国防費は負担していくべきものだと思ひ存じまして、でき得るものだと思っております。

○松浦清一君　そうすると、国民の大多数が、大体三十五年末の日本の自衛力の総量というものを推定をして判断しておる。それから先も際限もなく、やはり国民所得の増大に従って日本の自衛力はふやしていく、増強していく方針だと、このように理解をして間違いないわけですか、今後の方針としては。

○國務大臣(高橋達之助君)　これは増強になるか、あるいはもう初めに作つたものが五年、十年先には使えなくなると、そういうこともありますので、そういう点をよく考究することが必要だと思ひますので、今日国防会議というものをやつて、よく意見を検討してみたい、こう思つておるわけでありす。

○松浦清一君　いやいや、それはいろいろな施設とか、装備などという点には、それは何年かたてばやりかえなければならぬということになるでしよう。だから相当その金をつぎ込んでいっても、増強にはならぬという点もあるでしよう。しかし兵力ですな。兵の数、隊員の数というものはこれはど

ういう方法でそれとつていくかこれはしりませんけれども、ふやそうと思えばふやされるのです、そういう手段でやれば。それを尋ねておるので、二十七万が三千万になり三十五万になり四十万になることも経済が許されればあり得るのかと、こういうことですか。

○國務大臣(高橋達之助君)　私のお答え申し上げておりますことは、日本の経済力という全体の経済から眺めておるわけでありまして、その兵員の数を減らすとか、ふやすとかという問題は、これは防衛庁がきめるべきものだと思います。お断りしまして、経済的の見地から、この程度のものであれば出し得る、また出さなければならぬ、こう存じておるわけなのでございしますが、ただいまの御質問でありますと、これは防衛庁長官からお答えした方がいかと存じます。

○松浦清一君　防衛庁の長官はずいぶんたくさん答えられて、それから先のことを今尋ねてみて、先のこととはわからぬとおっしゃるだらうと思う。私があなたにここで尋ねておるのは、日本の経済力のまた経済計画の判断の上から、そういうことはなし得るものと判断しておられるのかということをお断りしておられるのかという話をあなたに尋ねた。あなたは日本の経済企画を立てていかれる立場におられる、また国防会議ができれば、この会議の議員として中に入られる人だから、今の国防会議の中に入られようとする関係五人のうちでは、あなたが経済的な面から見た一番大きな責任をもった立場におられるのですから、経済面から見たことだけをお答え下さい。

い。あなただどうかへ行かれるでしょうが、また行つたあとで防衛庁長官に別に尋ねますから……。

○國務大臣(高橋達之助君)　この経済力から判断いたしましたして、先ほど申し上げました通りに、国民の総収入の二%強であれば、これは負担し得るといふことを私はお答え申し上げるわけなのでございまして、それ以上になるとまた問題になりますし、またできれば国防はそれ以下でこの防衛ができるということであれば、これはまた非常に楽なことでありまして、そういう意味から申し上げて二%強といふことは、申し上げたわけなのであります。

○松浦清一君　だから経済自立五十年計画をあなたが中心になって立てられたものと思つたのです。この五十年計画が済めば継続してまたさらに三十五年計画が立てられ、五十年計画が立てられると思つたのです。あなたの将来への御構想としては、五十年後の三十五年末でびたりと止まつて、あとはなんの計画を立てる必要はないということはないかと思つたのです。あなたがずっとやつておられる、将来の日本の経済計画というものを立てていかれると、思つたのです。もし高橋という人が経済企画庁の長官をやめられても、またあなたの方の内閣が長期に続いて行つて、高橋という人が下崎になるか、長崎になるか、それはわからぬけれども、とにかく違つた長官が現れたとしても、日本の経済自立計画というものは五年で打ち切られるべきものでないかと思つた。この計画をずっと延長して、先々のことを考えていけば、あなたの言葉に従えば、大体日本の国民総所得の二%強くらいは防衛力漸増のため

にさき得るものと判断しておられる。ですから三十五年末に伝えられる二十万で日本の防衛力というものはびたりと止まるのではなしに、それ以上際限もなしに延びていくものと経済的な立場から判断して了解をして差しつかえないかと、こういうことです。

○國務大臣(高橋達之助君)　経済計画は五年で打ち切ることではありませんし、現在におきましてもう十年計画も一方において計画を検討いたしておるようなわけでありまして、五十年計画は一年経過すればもう四年になりますから、それは引き續いてまた五年に建て直すといふくらいにして、長期のものをこう立てていくといふことは経済計画の基本だと存じておられて、これは私がやめようが、かりにどの内閣がこれをやられてもこれは絶対に必要なものだと私は信じてこれをやっておるのであります。そういう意味から申しまして、経済計画を立てるときに、どの程度の防衛支出をして全体計画に差しつかえないかといふことは、現在われわれが見ておる範囲におきましては、五十年におきましては二%強であるといふことになっております。またこれです新しい立場から見て、あるいはこれを三%にするという政策をとる方もありましようが、またこれを一%にとめるという方もありましようが、それはそのときの立て方によつて考えなければならぬと思ひますが、ただいまのわれわれの考えでは二%強が順当であるだらう、こう思つたのであります。それから五年後において毎年々々二%強といふことになつたら、非常ないきおいで軍備の増設になるのじゃないか、こういう御質問だと

存じておりますけれども、私は必ずしもそうではないと思っておるわけなおります。その点は非常な増額ということになれば、またそのときに考えられるのであります。私は五カ年間に置きましては大体これくらいをもつていくことは正しいと思っております。

○松浦清一君 二％強というものは、現在の日本の国民の総所得の上から判断をして適当であるとか適当でないとかいう議論は私は持っていないのです。ただ三十五年末に今とっておられるという防衛計画がそれとまるとのかまた前進をしていくのか、こういうことについてはその的確な判断がなかなかできないのです。これは国民の大多数の人が、今まで新聞に表れたところによると、日本の持つ自衛力というものは、今まで申し上げたように二十七万、艦艇何がし、あるいは飛行機何がし、それでとまるとかと思つてゐるので、そのへんで。ところが今までのあなたの理論から言へば、国民総所得の二％強は防衛力増強のためにさき得るのだという判断をあなたはとっておられる、だから五年でびたりととまらずに、それから先もこれがその当時の国民の総所得から判断をして三％になるかあるいは一％半になるか、それはわからぬけれども、そういう判断がずっと続いていく限りにおいては、またそういう計画が続いていく限りにおいて防衛庁関係において、もし増強の必要ありとするならば、経済面からはそれに同意をして増強をやっていくのだから、こういうことなんです、私が尋ねておるのは、二％多い少ないという、そういう議論とは違ふのです。将来の日本の長き経済計画を立てていく上にお

いて、必要とあれば際限なしに増強していくというおつもりか、こういうことなんです。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在において、国民所得の二％強持つていけば、かりに二十万、私は数字はちよつと責任を持ちませんが、二十万なら二十万の防衛力を保持することはできる。それを先になつて、これは国民所得がふえてくれば、同じ二％強でも金額は多くなるから、二十万の人間がかりに一割ふえれば二十二万になるじゃないか、こういう御質問だと私は思つておりますが、その通りなんです、こういう御質問なんです。

○松浦清一君 そうじゃないのですよ。今まで新聞等で報ぜられた——新聞等で報ぜられたと私はあえて申しませけれども、三十五年末に完成するといわれるいわゆる防衛五カ年計画、それは正式に決定されたものではないと、こういうことを総理大臣も防衛長官も今までおっしゃられた、この委員会です。だから私は政府は最終的決定した五カ年計画という前提には立たないのです。国民が新聞記事を通じて三十五年末の日本の持つ防衛計画の最終段階における量は、これこれだと判断しておる。だからそれで日本のいわゆる防衛力はそれでとまるのか、それともあなたの判断しておられる通りにいけばやはりずっと五カ年計画が済んでも、先々続いていくということになるのか。経済の面から判断されて特になあなが国防会議に入られる人だから、聞いておるのです。それをするすると逃げないように、ここにとまるとかまた延びるのかとか、そういうおっしゃつて下さい。

○國務大臣(高橋達之助君) 毎年この国民所得の二％強をかけますからといって、それは五カ年で完成するのだが、五年後になつても非常にふえるじゃないか、こういうことであります。が、そんなにふえるものじゃない、そのものを持続するためにはそれだけの金額が必要と私はふんでおるわけであります。

○松浦清一君 毎年々々二％強ふえるでしょう。二％が、ちよつと言ひ方が悪かつたんだ。国民所得は毎年ふえていくんですが、この計画により毎年ふえていく。だからここの二％といふものはたとえ七億七千万円であつたとしても来年には九億七千万円になるかしない。一千億円になるかしない。それだけは延びていくわけですね。その防衛力増強に使用される費用が延びていくと判断されるので、それはふえていくわけでしょう。だからその辺の話し合ひはあなたは理解していただきたくかつたかしない。私の尋ね方が悪くつて、ただ私の尋ねたい結論は、三十五年度に伝えられておる計画でびたりととまるのか、延びるのかということがお尋ねしたい点なんです。

○國務大臣(高橋達之助君) この国民所得は今のところおっしゃるに必ずふえるということは私はふえればけつこうと思つておりますが、そうにわかききめるわけにいかぬと思つております。私どもは五カ年計画では大体ふやして、今現在六兆幾らだと思ひますが、七兆台にもつていきたいと思います。千二百億、七兆になれば千四百億、だからそれくらいは国民所得がふえれば、防衛力に使つても差つかない

○松浦清一君 くだいようですが、この計画によると、やはり毎年々々国民所得がふえるような計算になつておりますね、国民所得は同じ二％強でもこゝしの二％と来年の二％とは額が違ふわけでしょう。総額がそれだけはやはりふえて行くわけでしょう。防衛関係の費用に余計使つて行くわけでしょう。それだから三十五年が来たから、もう経費だけで、もう老朽で耐えないものとか、あるいは装備の古くなつたものだけを取りかえて行く、この現状を維持して行くだけにとまるのか、要求があればふやして行くということなんです、あなたおっしゃらないが、その辺のところだけなんです。

○國務大臣(高橋達之助君) それは防衛計画をよく見て、それによつてやるべきものであります。大体の経済力とすれば国民所得の二％強はとれるわけなんです、その範囲において防衛庁の方がこんなに使わなくても防衛できるというならけつこうな話で、それはそのときによつてきめるべきもので、われわれの立場といたしまして、防衛の方にどれくらい払つて差つかないかという限度をきめておるわけでありまして、まだ年々における国民

○松浦清一君 まことにくだいような質問ですけれども、あなたがするする逃げられるから繰り返して聞くようになりますが、もう一ぺんだめを押しますけれども、三十五年度までに国民所得が今よりも一兆円ふえた、そうすると、現在の国民の総所得が二％強は防衛力にさき得るとあなたは判断されるのでしよう。今の現在の三十一年度における二％強はなんぼであつた、ところが三十六年度の国民総所得の二％強は今までも五百億円ふえた、それでそれだけではさき得るものとの判断に従つて防衛力につき込んでいかれると、こういうあなたのお答えですな。そうすると、三十五年末に、伝えられている二十七万の兵力というのはそれとどまるのでなしに、それ以上やはり日本の経済力に対応して伸びていくものと判断していいわけですね。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在よりも三十五年末におきまして、かりに国民所得が一兆ふえた。こういうことになりますると、数字的に申ししますればその二％強といふのは二百億ですね。

所得がこういうふうになるといふ数字ははつきりいたしておりませんから、ここで来年は幾らになるというこの数字は申し上げかねますけれども、今後できるだけ国民所得はふやしていきたいという考えでおるわけでありまして、この考えは希望ではあります。が、経済情勢の変化によつてどういふふうになるか、これもまた考えておるわけでありまして、必ずこれはこれだけの金額を防衛にさけるといふ言葉は申し上げかねるわけでありまして、国民所得に準じてやるべきものであります。こう存じます。

○松浦清一君 くだいようですが、この計画によると、やはり毎年々々国民所得がふえるような計算になつておりますね、国民所得は同じ二％強でもこゝしの二％と来年の二％とは額が違ふわけでしょう。総額がそれだけはやはりふえて行くわけでしょう。防衛関係の費用に余計使つて行くわけでしょう。それだから三十五年が来たから、もう経費だけで、もう老朽で耐えないものとか、あるいは装備の古くなつたものだけを取りかえて行く、この現状を維持して行くだけにとまるのか、要求があればふやして行くということなんです、あなたおっしゃらないが、その辺のところだけなんです。

○國務大臣(高橋達之助君) それは防衛計画をよく見て、それによつてやるべきものであります。大体の経済力とすれば国民所得の二％強はとれるわけなんです、その範囲において防衛庁の方がこんなに使わなくても防衛できるというならけつこうな話で、それはそのときによつてきめるべきもので、われわれの立場といたしまして、防衛の方にどれくらい払つて差つかないかという限度をきめておるわけでありまして、まだ年々における国民

○松浦清一君 まことにくだいような質問ですけれども、あなたがするする逃げられるから繰り返して聞くようになりますが、もう一ぺんだめを押しますけれども、三十五年度までに国民所得が今よりも一兆円ふえた、そうすると、現在の国民の総所得が二％強は防衛力にさき得るとあなたは判断されるのでしよう。今の現在の三十一年度における二％強はなんぼであつた、ところが三十六年度の国民総所得の二％強は今までも五百億円ふえた、それでそれだけではさき得るものとの判断に従つて防衛力につき込んでいかれると、こういうあなたのお答えですな。そうすると、三十五年末に、伝えられている二十七万の兵力というのはそれとどまるのでなしに、それ以上やはり日本の経済力に対応して伸びていくものと判断していいわけですね。

○國務大臣(高橋達之助君) 現在よりも三十五年末におきまして、かりに国民所得が一兆ふえた。こういうことになりますると、数字的に申ししますればその二％強といふのは二百億ですね。

二百億圓は現在よりも防衛費を……現在千四百億圓であるものを二百億圓ふやすことができる。かりに一兆ふればそうなる。そういうことはまさにその通りです。

○松浦清一君 そうすると、今の防衛五カ年計画の二十七万という数字が正確かどうか存じませんが、それで日本の防衛力の将来への方針というものとはとどまるものでない。やはりそのときの国民所得に対応して、それ以上よりは前進していくものと、かように理解してよろしいですか。

それから、先ほど来いろいろ質問が繰り返されました防衛産業の關係ですが、これは最近私はある資料で見たのですが、朝鮮動乱が起つてから銃砲彈の特需が四百七十八億圓あった、こうどつかに見たのですが、それは確かですか。もっと多いんじゃないかと私思うのですけれども、そういう数字が出ておったのですか。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題ちよつと政府委員が参つておりますから、お答えさせます。

○松浦清一君 朝鮮動乱に関連した特需……

○説明員(金谷榮治郎君) 昭和二十七年から三十年までの武器生産の実績の総量が二百三十五億だと思ひます。これは銃砲彈だけでなしに、その他の火砲等がありますけれども、武器全般を想定したものがたたいま申し上げた数字であります。

○松浦清一君 えらい少ないですな。これは日本の自衛隊が使つた分も、それから朝鮮動乱に関連した特需に關係したのも全部含めて二百三十五億ですか。

○説明員(金谷榮治郎君) 生産実績といたしましては、そういう数字でございます。

○松浦清一君 これは間違ひありませんか。

○説明員(金谷榮治郎君) ちよつとお待ち下さい。

○松浦清一君 これは、これからお尋ねするいわゆる軍需産業と非常に関連があるもので、正しい数字をお答え願ひたいのですか。

○説明員(金谷榮治郎君) 数字が若干間違つておりました。武器關係の特需の受注実績の数字が昭和二十七年から今年の一月末までで四百七十八億二千六百萬、かよになつております。

○松浦清一君 四百七十八億でしよう。これは私の調べたものによるというと鉄砲、銃砲彈だけで朝鮮動乱が始まつてから本年三月までの特需の実績である、こういうことなんです。それでこの特需に依存しておつた、たとえば神戸製鋼であるとか小松製作所であるとか、大阪金属であるとか、日平産業であるとか、そういうふうな会社が三十年度以来特需が激減したので非常に経営が困難になつてゐる、こういうことなんです。三十年度になると、わずかに十五億圓になつて、それから三十一年度は恐らく三十年度の十五億圓の実績を下回るのはないか、このように伝えられてゐるわけですね。この数字はまあどつちでもよろしいが、とにかく急激に特需が激減しつゝある。この現実だけは否定することはできない。日本の軍需産業というのはアメリカの特需に依存してはもはや経営が成り立たなくなつてゐる。その方面から、これは政治的な問題になりま

けれども、すみやかに日本の再軍備強化をはかつて、そして自衛隊から発注される武器生産でこの経営不振を建て直したい、こういう政治的な動きがある、こういううわさを聞くのです。これはこの間防衛長官にお尋ねをしたところ、自分に対してそういう働きかけが別にあつたことはないというお答えであつた。企画庁の長官としてはおそれくそういう尋ね方をすれば、そういう政治的な働きかけは別にあつたわけではないというお答えになるだらうと思ふ。で、これらも平和産業から軍需産業に切りかえて、そして経営が成り立たなくなつてゐるという、そういう産業方面に対して、通産省の關係になりますか、どういうことですか。

何か自衛隊の品物でもやつて助けてやりたいという、そういう気持をお持ちであるらしく見えるが、そんなことはないですか。

○國務大臣(高橋達之助君) その問題、私は去年、おとし、だいいふ前の話でありまして、朝鮮動乱以来砲彈の注文が非常に少なくなつた、どうしたらしいのだからという話を私は責任者としてでなくて、いろいろな方面から聞いたことがありますが、そのときに私はきわめて簡単に答えておつたわけなんです。実際日本政府が責任をもつて作らした工場ではなくて、あなた方が勝手にやつておつたやつなんだから、自分の力でこれはあと始末をしていくのは当然ではないか、こういうふうなことを、これはその当事者に直接答えたこともありまして、で、その後どういふふうになつてゐるか私はよく存じませんが、あるいはこれをさつき江田さんの御質問のような場合

に国営にしてやつたらどうか、こういうふうな意見もありましたが、私はこれは国営にするというとはいへないことだ、こう存じてゐるわけなんでありまして、その点につきましてはさらに十分現状に即して検討したいと存じておりますが、私の知つてゐる範圍ではそれだけのことでございます。

○松浦清一君 これは今からもう中古エンジン問題をこゝで再燃して申しませんけれども、そういうふうなことになるべく、防衛庁だとか通産省だとかあるいはあなたの方に対して政治的な、金を持つてくるとか、贈賄をするとか、そういう露骨なことはいひませんけれども、そういう動きが得てしてあるものですか、この辺のところは一つ十分御注意を願ひたいと思ひます。

それから経済自立の五カ年計画のこの刷りものによりますと、前書きの冒頭に「経済の自立を達成し、且つ増大する労働力人口に充分な雇用の機会を与える」といふことは、今日わが国経済に課せられてゐる大きな課題である、これがもう経済五カ年計画の前書きの冒頭に書いてあるもので、あとずつと見てみましても、大体五カ年間に一年に百八万人ほど日本の労働力が毎年ふえていくことになつてゐますね、これによりまして、その自然に増大していく労働力人口をいかにして吸収していくか、完全雇用の態勢に置いていくかといふことが、この経済自立の建前の基本になつてゐると思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) そうです。

○松浦清一君 だからこの前のときに

もこういう御質問を申し上げたわけですが、一体、日本のこの産業の将来の見通しの上から判断をしていって、そして毎年百万に余る労働人口を吸収し得ると、そういう具体性が一体どこにあるかといふことを私は考へてゐるのですが、これは計画を立ててそれに合うように、労働人口が吸収のできるように数字を合して組立てていけば数字は合うわけですね。数字は合うが、日本の現在の産業、貿易の全体の情勢の中から、これだけの労働力を吸収し得るその能力といふものは、一体どこにあるのかといふことの具体的な問題ですね。これはまああなたの方で立てられた方針ですからあるんだらうと思ひますが、それをお聞かせ願ひたいのです。私の判断によると、と、なかなか日本の現在、将来の産業、経済、貿易の判断をしていって、それだけの労働力がこのまゝの状態で吸収し得るといふ判断はなかなかできないのです。

○國務大臣(高橋達之助君) この問題は非常にむづかしい問題であります。またこれを解決することが一番の重要な問題でありまして、経済五カ年計画もそこに重点を置いてやつてゐることは御承知の通りでございますが、で、大体われわれの計画におきますと、人口は年々一%しかふえないが、労働力人口は非常に勢いでふえていくので、百万何というものを吸収する雇用の機会を与えなければならぬ。それには第一に輸出産業を振興して、鉱工業の生産をふやしていくことにして、第一に雇用の機会をふやすと、第一次産業の農業及び水産、林業といふものに対するこの吸収率といふものは

そう大きく期待することはできないが、主として鉱工業生産にふやしていこう。そうしてれば自然に第三次産業、つまりサービス業そのほかの人口にも吸収率がふえるということで、この比率を大体きめまして、どういふふうにこれを五カ年間に解決するかというこの数字をもつて計画を立てておるわけでありまして、詳細な数字は政府委員からお答え申し上げます。

○松浦清一君 いや、政府委員の答弁は要りません。政治的な面に關しての質問をいたします。この計画書の五十七ページの「主要経済指標」の表をたどっていきますと、労働力人口が昭和二十九年四四四十六万、それが三十五年に四四八十六万になつて、一・二の増加率である。労働人口の一・二の増加率に対して、鉱工業の生産水準はやはり昭和九年から十一年までを一・〇として、そうしてこれが一・五三・七、こういうふうに加増していくという数字が示されているわけですね。これはテーブルの上で計算をすれば、こういう数字の組み立てをやれば、それでもって五カ年計画は一応でき上つた格好になつてゐる。どういふところに鉱工業生産の水準を高めるといふねらいを置いているかということが重点なんです。たとえば軍需産業に置いておるのか、平和産業に置いておるのか、そして将来の世界の平和を求めることが、この経済計画の達成に役立つのか、どつちですかね。政治的方向としてはうんと軍需産業を高めていこうという方向なのか、平和産業を高めていこうという方向なのか、その方向についてなかなか問題点があると思うのです。

○國務大臣(高橋達之助君) お説のごとく、これは五カ年間に五三・七といふ、こういう鉱工業生産の増加と、それに對して労働力人口が一・二、こうなつておるのでありますが、これは軍需産業などというものについては大きな期待を持っておられません。全体を、全部の日本の産業といふことを、特に平和産業、軍需産業などといふことは頭に置かないでしてやつたわけなんでありまして、いふことが全然含んでいないかといふと、これは幾らかずつ全体の産業の中に入つておるといふこともありますが、全体の産業としての鉱工業生産の増加率になつておるわけでありまして。

○松浦清一君 日本の鉱工業に限らず、一切の生産量が高まつてくるということは、やはり貿易の關係と非常に密接な關係があるのです。だから将来これは平和と戦争かという問題につながるのですが、日本の将来の貿易が、このように生産量を高めていくことに並行して貿易量が高まつていくという、そういう具体的な見通し、自信、そういうことを簡単に、時間がないと言つてせかれますから……。

○國務大臣(高橋達之助君) これは経済計画にも書いてあります通り、輸出は五カ年間に六六%ふやしていくといふ考案であります。昨年のごときは十六億七千万ドルといふのが二十億五千万ドルになるという工合に、予定よりもふえておるといふわけでありまして、これを昭和三十五年には二十六億六千万ドルですか、ということに考えておりますが、これは私は容易にできますと思つておりますね。むしろこれを上回ると思う。また上回るようにし

なければならぬと、こう存じております。これは可能な数字と存じております。

○松浦清一君 どういふ品物をどの国を目標にしてそれがふえていくといふ計算ですか。

○國務大臣(高橋達之助君) これは従前のごとく消費物資を、つまり繊維製品、そういうふうなものは、特に綿製品のごときは大きな期待はできませんが、繊維の方は化学工業の化繊を相当持つていきたいと思つておりますが、おもなるものは鉄鋼製品の機械類でございます。プラント輸出に重点を置きますが、中には造船もありまして、主としてプラント輸出を持っていきたい。これはできるだけ東南アジアあるいは中南米、あるいはアフリカという未開発の國にこれを持っていきたいと考えておるわけでございます。これは賠償問題が解決いたしますと、東南アジアはもう現在に非常な勢いで増加しておるようなわけでありまして、これに伴つて相當の技術者も出すことができると、これが一面において人口問題の解決になると、こういうふうなことでありますから、政府といたしましては、今後の方針はできるだけプラント輸出に重点を置いて、そして人もやり、アフター・サービスもよくやつていこうじゃないか、こういうところに重点を置いておるわけでありまして。

○松浦清一君 中共あたりとの貿易はどんなふうにお考えですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 中共貿易も幾らか増加する考案でおるわけでございますが、現状におきましては政治的の制約のために、これが歴史的にも

地理的にもあの大事な相手方が解決できないことは非常に残念でありますから、これはできるだけ早くこの政治問題を解決していただいて、そうしてこれを手を広げていきたいと思つておるわけでありまして、現在におきましては非常な大きな期待は持つておりませんのです。しかしこれは持つておりませんが、なるべく早く解決したい、こういう考案でおるのでございます。

○松浦清一君 大きな期待を持てないということは、現状のままで大きな期待が持てないのです。それはわかります。やはりコムの制限がありまして、今のような状態の中でコムの輸出制限物資のワツをだんだんと縮めていってやるといふ、こういう方法では中共貿易はそう望めないと思つてます。結局はやはり中共との国交を回復して、この間、去年の春ですか、中國の貿易視察團の連中が来たときに話をしておつたと思う。機械類であるとか船舶であるとか、大型トラックであるとか建設資材といふようなものは幾らでも要る、化学肥料も要る、こういうことは私も向うに行つたときもそういう説明を聞いてゐる。しかし實際取り引きをする場合になつたら、どういふ機械類が幾ら要る、トラックが幾ら要るというふうなことは、大した量に達しないかもしれないけれども、あるいはまた今制限物資になつておりますからそういうことを言うのかもわかりぬけれども、今の中國の、日本じやないけれども、経済自立五カ年計画もあと一年で第一期が過ぎますのでありますけれども、これは一切の生産の工業化がはかられておるといふことはあなたのおっしゃる通り、よく御承知の

通りでございます。建設資材であるとか大型トラックであるとかいふことは、これはいよいよそこになつてみなければわからぬけれども、相當輸出の見込みがあるものではないかと思つて、船舶の問題も、そういうところを貿易の相手先として切り開いていかなければ、あなたのおっしゃる東南アジアだとか中南米とかいふ未開の土地にだんだんふえていくといふことは、それは貿易増大の方針としては、計画としてはちよつと甘いのではないかと。そこで私は最後に尋ねたいと思つたところで、大した力もないけれども、國民の負担力が経済の面からいくと相當大きな負担になる。軍備を拡大していくという方向と、平和を回復していくという方向と、平和を回復していくという問題……ちよつと私は話が長くなりますが、結論ですから、おしまいですから許してもらいたい。一体この委員会がこの案件を審議するに當つて、だいぶ長い時間総理や防衛庁長官に質疑を繰り返されておりましたけれども、局地戦争がどうとか、あるいは侵略をされたときにどうとか、あるいはやうなことが、具体的にこれは言えやうなことが、具体的にこれは言えないという話はなかつた。しかしながら、ただ独立國として自衛力を持たない國はないから、日本の経済力に對應した軍備を持つといふことは独立國として當然だといふこと、集約して言え……。そうして局地戦争が起つたときにはその解決のためにその武力を使う、あるいは侵略をされたときにはこれを防衛しなければならぬ、集約をすれ

ば、非常にたくさんの方で集約をされておられるけれども、落ちついたところは、その辺のところだ。そこで日本の国をやはり、日本の平和を維持していくという大きな方向から考えて、一体どういふところに危険性があるかというのを考えてみる必要があると思ふのです。これは国会で審議をすれば議事録になんか残ったらいけないかもしれないけれども、そこまで私は真剣に考えてみる必要があると思ふ。そこである人の判断によるとですけれども、これは間違ひかもしれないが、一昨年の暮に衆参両院各派から二十五人の国会議員が中国に行きましたのだけれども、あのときに帰り途だと思ふ。ただ一つ意見の一致したことがあるのです。帰ってきたらみんな各党に帰って各党の政策に従ふことになってきまして、それからばらばらになりましたけれども、香港で二晩泊つたその間に、将来の日本の中共対策というものをどう考へたいかといふことについていろいろ話し合つて一致した一つの意見がある。もし日本が危険にさらされるといふことになつたらどういふところから起つてくるか、こういうことなんです。それは中共に一月月いる間に至るところで台湾解放、台湾解放といふことをわれわれ聞いていた。どこに行つても台湾解放万歳というポスターが張られていた。経済五カ年建設計画に協力しようというポスターと、その二つのスローガンに塗りつぶされていく。産業は一切のものの工業化がはかられて自給自足態勢をとりつつある。台湾の武力解放にいくかいかないか、それは知りませんけれども、今のような日本とアメリカの関係、それから中国と

ソ連との関係、このような態勢に置かれていふとすれば、もしも中共がそういうことをやつたときこれは非常に危険な状態になる。これは日本が二十万や三十万の兵隊を持つても何もならぬ。そしてまた彼らが何かの式典をやるといふと、第一に中華人民共和國の万歳をやつて、毛沢東主席の万歳をやつて、中国共産党の万歳をやつて、最後に台湾解放の万歳をやつて、何回も聞きました。それに中国の国民がわあっと唱和していますよ。それほど今の中国の中では台湾解放といふことが大きく渦巻いた一つの政治的な方針になつていふ。あるかないかは知らぬが、そういうことになればその辺は非常に大きな危険性がある、こういうことだ、それを防止するのはといふことなんだ、問題はね。防止するのはやはり日米安全保障条約と中ソ友好同盟条約とが背中合せになつて対立してゐるところに非常に困つた問題がある。日本のきつめて弱い経済力をもつて、そして資源も何も無いというところ、一生懸命になつていろいろな犠牲を国民に払つて、少々ぐらゐの軍隊を持つてみたところで、こういう態勢にある限りにおいては、あるいは心配する人もできてくるだらう。その心配している人の心配を解消するのには、この二つの条約といふものを解きほぐして、一つの日米、中ソの友好同盟条約か平和条約か知らぬけれども、そういうことを締結する方向に日本の政治、外交の努力を集中することが最善の道であるといふことに意見が一致した。帰つてきたら変りましたけれども、これは一つの話です。話だけれども、今の貿易の關係にしても、中南米

や東南アジアを考えて日本のこの五カ年計画を立てていくといふことでは考へ方が甘過ぎる。やはり中共のそれに対する貿易、どれぐらいの量があるか知りませんけれども、やはり平和条約を締結して、そうして力一ぱい日本の労働力を活用していただく。いわゆる年二百万人もふえる労働人口の吸収のために、その方面に活路を開いて産業を高めていくという方針以外に経済計画達成の具体的な方法はない、こう私も判断をする。それには日本が、今まであなた方がおっしゃつてきたように、とにかく国民の経済の実情というものはどうであらうと、国民の総所得を基礎にしてそうして二％強の費用は防衛の方にどうしてもさくのだといふ判断に立つて、将来、際限もなく伸びていくといふ軍事計画の方向をたどるといふことは間違ひであると私は想像する。あなたはもうどういふお考えですか。これでおしまひです。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は今のお説のごとき、中共との間の日本の国交回復といふものは一日も早くでき、この間の経済關係が平常化するということは非常に望んでいるわけなんです。ありまして、これによつて日本の経済の復興といふか、日本の経済の発達といふものについては非常に大きな寄与をするものだといふことについては御同感でございます。

最後のお話の、つまり国民所得に対して二％強を年々やつていくことは、無限に日本の防衛力を増加するゆゑんである。それで反対だといふ御意見でございますが、私の考えをいたしましては、これによつて決して無限にはいかないわけでありまして、ある一つの

リミットがあるわけでありまして。それは国民所得に対しては相當の防衛費を出すだけの、支出をするだけの覺悟を国民は持つていただきたい。こゝういふ所論でございます。

○松浦清一君 最後であつたはずだけれども、今あなたにお尋ねしたのは、その計画を基礎として立てたのでしよう。この計画の具体性、単なる数字の積み重ねであるかどうかといふ——それを基礎にして立てたのでしよう。そうすると国民の総所得がずつと伸びていくことになる、これでいくと……非常に大きな世界經濟の変動がない限りはこの計画の線はそのまゝいくものとあなた方は判断してこの計画を立てていられるに違ひない。そうすると三十五年末までであるけれども、三十六年になればやはり一年だけ伸びていく計算ですね、国民総所得が。そうすると同じ二％強といふ数字をはじき出してやつたとしても、だんだん軍備關係にさき得る金額といふものは多くなつていくのです。それだけ伸びていくじゃないですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 防衛力もそれだけふえると同時に、国民所得がふえますれば、それだけ俸給の水準も上る、国民全体の生活水準も上る、こゝういふように国民の所得がふえるに従つて社會保障もその比率によつてふえて参りますから、私はこれは防衛だけのまず優先するわけでも何でもありません。全体の水準が上つてきた場合には、これは皆がそのつもりで下げていかねければならぬ、こゝういふわけでございます。あまり御心配願うようなところはないと私は思ひます。(笑聲)

○松浦清一君 また尋ねなければならぬようなことを言うから……、ただ一口だけ。今あなた、まだ社會労働委員會で審議している保險法の改正は何ですか、これは何ですか、社會保障制度を拡充強化されていふのですよ、これは答へていただきますよ。

○菊川孝夫君 いやいよまた会期末になつてきて、内閣委員會で因縁の國防會議法は審議いいよ、もうそろそろだいぶ進んできたのですがね。

○委員(青木一男君) 菊川君、ちよつとお尋ねしますが、やはり高橋長官おられた方がいいですか。

○菊川孝夫君 私はいいです。きょうは。

○委員(青木一男君) いかでがでしょう。高橋長官、ほかに御用があります。質問がなければ退席願ひたいと思ひます。(きょうはいいいい) また月曜においで願ひます。また大いに議論しますよ」と呼ぶ者あり、笑聲。

○菊川孝夫君 それで船田長官にお伺ひしたいのですがね。この前のときに國防會議、構成法が審議了になりました。して、杉原元長官がこれを契機に引責辭職といひますか、えらい怒られて、やめられたか何か知らぬが、その経緯はよくわかりませんが、まあ法案が国会において審議了になったり、否決されたりすることは往々にしてあることであり、特に極端なのは、与党が修正をし、野党が政府原案に賛成していくといふようなこともこの間もあつたわけですね。だからそこをだわられなくともいいと思うのだが、しかしあれだけ杉原さんがこたわられて辭職されるということになったのは、何か提案理由のほかに大きな原因があるのじやな

る最小限度の自衛体制を整備していく必要がある。こういうような根本的な考え方に立つて自衛隊の整備をはかりつつあるという状況でございます。

○菊川孝夫君 私お聞きしたいのは、そういう考え方の上に立つてやっておられるのはたびたび聞くのであります。が、よく戸締り論というので自由党の諸君が院外において戸締り戸締りと言っておられるから、戸締り論から始めたいと思うのですが、一体、これは最終段階に近づきつつあるの申し上げるのだが、戸締りというのではどうも入りの得えないような戸締りであつてこそこれは値打があると思うのですがね。日本に侵略してくると予想される国々がおそれて、これだけの力を持つておられるのだから、行つたらひどい目にあらうからちよつと近づけないといふところに値打があると思うのです。くみしやすし、あんなものは銀袖一触だといふのでは何ら値打がないと思うのですが、そこで防衛庁長官の、急迫不正の侵略があつた場合には敵基地をたたくといふような答弁が問題になつたのですけれども、果して日本が今、日本に侵入してくるであらうと想定される国々をこれかこれかといふふうな考へてみて、これらが来得ないような実力を持つとすれば、相当な兵力を持たなければならぬと思ふのです。が、最終目標としてはそのくらいな程度を保有するというのが防衛庁の理想案であるか。従つて今案があるといふのは、これは第一段階にすぎない。防衛六カ年計画というのは第一段階にすぎないのであつて、やはり理想的には国力の漸増に従つてそこまで持つてい

くというのが理想的な案であるかどうか。

○國務大臣(船田中君) ただいま戸締り論をお出しになりましたが、これは私はやはり戸締りをすると同時に警察力というものも必要であらうと思ひます。両々相待たなければ、個人の家につきましても十分安心するといふわけにはいかぬと思ふ。わが国の独立を維持していき、平和を保つていくためには、どうしても國土の防衛ということについてある程度の力を持たなければならぬ。しかしそれは日本の現状においてはまだまだ十分ではありませんから、従つてアメリカの協力を得て、日米安保条約によつて國土の防衛をしてもらふといふことになつておる。ただ将来國連の警察軍といふようなものがりつぱに整ひまして、そうして日本の國土の防衛についても國連警察軍が全部守つてくれるのだ、こういうような体制にでもなれば、それはまことにけっこうでありますけれども、なかなかそれには行き得ないと思ひます。ですからどうしてもやはり国力に相応する最小限度の自衛体制を整へていく。しかしそれだけではとうてい十分と言へませんから、しばらくの間はどうしてもアメリカの協力を待つ、すなわち日米安保条約といふものの規定によりまして、日米共同でわが國土の防衛に當る、こういう体制を續けていく以外に道はなからうと考へる次第でございます。

○菊川孝夫君 お説よくわかりました。が、そこで私も心配するのは、最後までそれじゃアメリカ軍が——あの日米安保条約があることはよくわかつていますが、その精神はよくわかつて

います。が、最後までそれなら日本にとどまつて守つてくれるかといふことについて、これは必ずしも信頼できないと思ふんです。というのは、この前もフィリピンからマッカーサー元帥が一応退避した例もございます。だから第二のダンケルクになるんじゃないか。

一応關東平野でやつてみるけれども、關東平野がもしあなたの言われる急迫不正の侵略があつて、ある程度の抵抗は一生懸命やつてくれるけれども、いよいよこれは持ちこたえられないといふことになつたら、第二のダンケルクとなることも必ずしもこれは夢ではないと、こういうふうな思ふんですが、そういうような場合は全然あり得ないものであつて、最後まで日本人と運命をともにしてやつていくと、そういう約束でもないように思ふんですが、日米安保保障条約といふものは……この点、船田さんはどういふふうに考へておられ、かつ自衛隊に対してはどう指導しておられるかといふことを伺つておきたいのです。諸君は最後まで急迫不正の侵略があつたら國土を一つ守るのだ、アメリカ軍も諸君と一緒にやつてくれるんだ、こういうふうな教へてみたところで、現にフィリピンからはマッカーサー元帥はこの前のときには逃げていらつたけれども、ダンケルクから逃げている。こういう例もあるんだが、果して、今の青年諸君がそんなことを知らないはずはないと思ふ。これはどう指導しておられるか、これを一ぺん伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(船田中君) ただいま菊川委員のおっしゃるようなことは、第三次世界大戦といふことを予想されてい

るんじゃないか、こういうふうな感じを抱くのでございますが、さうな場合にふつたときに、わが國土の防衛をどうするかといふことにつきましては、そのときになつてみないとわかりません。しかし私も予想してあります。國連の警察軍に對処いたしました、最小限度の自衛体制だけは整備しておきたい。この最小限度の自衛体制を整備するといふことによりまして、よその國がわが國土を侵略する意圖を事前に阻止することができると私は信じています。御承知の通り永世中立國であるスイスにおきましても、あるいはスエーデンにいたしましても、みな國防軍を持つております。またそれによつて中立を維持することができたと私は信じています。これはもう歴史上の事実でございます。また昨年五月にオーストリアが独立いたしました。しかし独立して中立國にはなりませんが、同時にオーストリアは徵兵令を施行して、國防軍を建設する、現に建設中でございます。そういう歐米諸國の事情から見ましても、やはり獨立國であります以上においては、最小限度の自衛体制を整備するといふことが、獨立を全うし得るゆゑである。もちろん日本の独力で、大きな戦争が起つた、侵略が起つたといふ場合に、この國土の防衛を全うし得るといふふうには、それはなかなか考へられませんが、しかし自衛体制を持つていふことによりまして、日本國土に對する侵略の意圖を事前に防ぎ得るといふ効果があり、また現実には侵略が起つた場合におきまして、これを日米共同で十分防衛し得ると、かように考へております。また自

衛隊の教育方針といたしまして、自衛隊員がそれぞれ國土防衛の重責を持つてゐる、直接、間接の侵略に對して國土の防衛の重責を持つてゐるといふことをよく自覚せしめまして、そうしてその自覚のもとに教育訓練を日常積んでゐるような次第でございます。

○菊川孝夫君 將來國防會議におきましても、そのような、今、船田さんお述べになりましたような大体基本方針に基いてこれからの防衛計画をお立てになるものだと思ひますが、率直に申しまして、これはちよつとあまり端的かもしれないけれども、飾りものと、一つはまあ飾りものと、いふことはあなたの言われるように、自衛力さえあるならば来ないと言ふけれども、こんなものはくみしやすしと見た場合に、かりに侵略する意圖を持つてゐる國があるとするならば、行つてみたところで簡単に一週間の十日でやつてくることかと思つたら、幾らでも来るけれども、なかなかとても強い抵抗を受けて、強いから寄りつけないといふことだつたら、これは寄りつかない。ほんとうに侵略する意圖を持った國があるとしたら、これは行つたら一週間や十日もかかつたらやつてしまふ。現に日本がそういう侵略意圖を持つて、みな自衛力を持つておつた。タイ國だつて仏印だつて持つておつた。また今のインドネシア、當時の蘭印だつて持つておつたのです。しかしこれは行けると、強くないと見たのです。それからどどんと侵略していったのです。それで日本に急迫不正の侵略をするような國があるとするならば、ちやちやなものを持つておつたつて、そんなものをおそれるといふことは——

やすめにはなるかしらぬけれども、それによって日本に侵略して来ないという事は、私はちよつと考へが甘過ぎるのじゃないか、将来国防会議でそういう御議論をされるのであつたら、まことにこれは甘過ぎるのじゃないかと、こう思う。また、だからアメリカと一緒に共同防衛の任に當つてくれると、こう言つたところが、最後までアメリカだつて頼むことができないという事になつた場合に、もつと別の角度から一つ自衛というものを考へてみる必要があるのじゃないかと、こう思うのですが、この点防衛庁長官の御見解はいかがですか。

○国務大臣(船田中君) これはたびたび繰り返すようになりますが、なるほど大きな飛行機ができたといふときに、自衛隊は全然要らなくなるかといへば、これは決してそういうものじゃないと思ひます。ですから原水爆といふような非常に強力な兵器ができた場合において、わが自衛隊十八万、あるいは艦艇十二万四千トンといふようなものは、それはなるほど世界一の強大な軍備に比較いたしますればきわめて小さなものでございますけれども、しかし全然それを持たないといふことになりますれば、先ほど来申し上げておりますように、将来あるいは部分戦争とかあるいは局地戦争とかいふような危険の起りましたときに、国土の防衛を全うすることはできない。少くともそういう侵略の意図を阻止するためには、どうしてもやはり最小限度の自衛体制を整備する必要があります、かように考へるのでございまして、もちろん先ほど来申し上げておりますように、大きな侵略が起つたといふときに、日

本の独力で国土の防衛を全うし得るというふうには考へない、考へられないのでありまして、それなればこそ日米安保条約によりまして、日米共同してわが国土の防衛に當る、こういう建前をとつてゐるわけでございます。

○菊川孝夫君 もうそれはそれで見解の相違ですから……。次にお尋ねしたのは、台湾問題にからみまして、蔣介石が日本に亡命するとか、させようとして、すでに国内に蔣介石用の住宅を築いてゐるというふうなことがちよつとよい風聞として流れてゐるわけですがね。一体これは防衛庁としても、そうすると先ほどの台湾の問題とやらんでえらい中共に対するつら当てると思ふのです。これは日本の封建時代によくあつたことで、大名同士けんかしてゐるときに、相手の家老が逃げたときにこれをかくまつて、えらいその藩同士に争ひになつた。これと同じことだ、国際関係は。日本にかりに蔣介石を逃がしてここにかくまう、鎌倉あたりにかくまうといふことになりますと、いかにも中共に対する大きな私

はつら当てることになるだらうと思ふのです。こういうふうな情報は、防衛庁のある程度重大な情報だと思ふのです、自衛のために……。これはお聞きになつておるか、一ぺんお調べになる必要があると思ふのだが、どうか一つ、防衛庁長官は、そのくらの情報が出たときには、少くともこれは重大な問題だと、びんと頭にこなければうそだと思ふ。真偽のほどは一ぺん調べてみなければならぬ、少くともこの点について一つ御答弁を願ひたい。

○国務大臣(船田中君) 日本政府は御承知の通り中国の正統政府としては台湾にある中華民国政府を承認し、お互ひに国交を開いておるわけでありまして、従ひまして、日本と台湾との間に政府の要人なりあるいはその他の市民、もしくは軍人の往来があるといふことはありますが、(「それもよいことです、当然です」と菊川孝夫君述べ)しかしただいま御質問のありましたような、蔣介石總統が、日本に亡命してくるといふような話は全然私は聞いておりません。

○菊川孝夫君 聞いておらぬし、新聞や何に載つておるといふこともまたあなたには知りませんが、そういうことは情報として流れてゐるということとは……。○国務大臣(船田中君) 私はおそらくそういう情報といふものはデマではないかと存じます。

○菊川孝夫君 それはデマとして、そういうものは一切考への中に入れてない、こういうことですね。今のところは。○国務大臣(船田中君) その通りでございます。

○菊川孝夫君 その次にお尋ねしたいのは、建軍方式と申しますか、これから軍備が大いに拡張される場合の方式についてお尋ねをしたいと思ふのですが、自衛隊を、ちよつとまあ今度見てもらうのは技術研究所と病院だけでございまして、よくほんとうのどういふ方式になつておるかといふことは私もまだつかめないもので、いづれまた機会を見ましたら……。もう機会がないかもしれないけれども、機会を見ましたら一つほんとうの今の自衛隊の第一戦部隊を見せていただきたいと思ひますが、これはよくあつたことであ

りまして、日本も最初に軍隊を作るときには、明治にはフランス式を採用した。それがドイツ式になつたといふことがあるのですが、今の自衛隊はどうもやはり軍事顧問もアメリカからお願ひをしておるようですから、どうしてアメリカ式といふことになると思ふのです。アメリカ式でしたら勢いぜいたくと申しますか、物量にものを言わせて一戦をやるといふのがアメリカ式のやり方であつたことは、大東ア戦争中に私も見せつけられたことでもあります。そのアメリカのような物量の豊富な国におきましてあつた軍隊をこしらえていくこともできると思ふのですが、日本のような貧乏国、経済力の弱い国がアメリカ式な建軍方式をこで立てていくといふことは、国防会議においてもこれは重大な問題になる。どつちをとるかといふことになつて、貧乏国は貧乏国並みのやつぱり建軍方式でいかなければならぬのじゃないかと思ふのでありますが、船田さん、今の規定でいつたらどうしてアメリカ式の軍隊になる。もう弾丸や爆弾も湯水のごとくに投げ込む。従つて演習やるにしてもあつた撃ち方をしなければならぬ。ガソリンも湯水のごとく使うといふ演習をやらなければならぬと思ふが、これはちよつとこの辺でよく考へなければならぬ問題だと思ふのですが、これは一体、今の想像するところによると、どうしてもアメリカ式な軍隊をこしらえようといふるが、これは身分不相応といひますか、国情に適合しないものではないかと、こう思うのですが、この点一つ防衛庁長官から伺つておきたいと思ひま

す。どういふふうな将来持つていくお考へか。

○国務大臣(船田中君) 過去五年有余の間に今日の自衛隊が育成されてきたのでありまして、この育成につきましては、その初度調分に属する火器類やあるいは装軌車両、飛行機、艦船といふようなものにつきましてその大部分をアメリカの供与に待つたといふことは、これは事実でございます。御承知のことと存じます。従ひまして、アメリカ式の軍隊といひますか、まあスタイルにしてもあるいは装備にいたしましてもアメリカ式のものであるといふことは、これは私も決して否定はいたしません。しかしながらすでに陸上自衛隊ができましたもう六年になりまして、海上自衛隊にいたしましてもうすでに三年余、航空自衛隊はまだ二年にしかありませんが、しかしアメリカの供与艦船、兵器、装飾といふものを使つてはおりますけれども、だんだん日本式の教育になり、また日本の国情に相応するようになつて教育もやつていくといふこととございまして、アメリカの兵器を使つておるからすべてがアメリカ式だといふことではございません。また、今御指摘がございまして、たように、弾薬やあるいはガソリン等の使用につきましても、もちろん国費をむだ使ひしないように、わずかな金でも、それが十分効率的になるように心がけて使つておるわけとございまして、その点においてはどこまでも日本式に、日本の国情に沿つて今後もやつて参るつもりで、また教育もその方針でやつておる次第でございます。

○菊川孝夫君 いや、私らこまかいむずかしい、新しい兵器についてはよく知識を持っておりませんけれども、一例をあげて申し上げますと、これはこまかいようでありますが、数が多いので大きな数量になると思うのですが、日本でこしらえましたトヨベットもやはりあれは五人乗るのです。ところがアメリカのクライスラーやキャデラックもやはり五人ということになって、そのガソリンの消費量のごときはおびただしい、またドイツから参りましてフォルクスワーゲンであるというような車になりますと、やはりその国情に適して、ガソリンをなるべく食わないようにちゃんとできておる。アメリカの車はなるほど快適であるけれども、これはとてもじゃないけれども、ガソリンをたくさん食うのです。だから同じように戦車にしたら飛行機にしたってアメリカのは、ガソリンがふんだんにあるのですから、いわゆるそういうふうなガソリンに糸目をつけない、スピードを出すというふうなことに重点を置いたり、あるいは乗員の快適というふうなことに重点を置いた特車が供給されてくると思うのです。ところが日本には、なるほどただでもらえますけれども、ガソリンは結局これは全部買わなければならぬのです。これはまあ今から前世紀、十九世紀の終りごろだと思えますけれども、アメリカの宣教師が中国の大陸へどんどんと布教に入っていくとして、西洋ランプをみんなにくれたと、中国人はえらい暗いところへ西洋ランプをくれたので、まことにけっこうだというのでランプを使い出した、なるほどもらったが、石油を買わなければならぬ、そ

こでスタンダードの石油会社がどんどん中国に進出したということが言われている。この例のように、結局日本の自衛隊もますますガソリンを食うようになって、アメリカ石油資本の重要な市場になってしまふ。これはガソリンが供与されないというおそれがあるのじゃないかということについて、一つ国防会議等において検討するつもりはあるかどうか、ガソリンはくれないか、供与されるかされないかということが一つと、それから次に、私の申し上げたような点を一つ検討するつもりがあるのかないのか、この二点を一つ。

○政府委員(増原憲吉君) 少し技術的な問題のようなので、私からお答え申し上げますが、例におあげになりましたガソリンを相当に食う車阿という問題は、私の方でも早く十分検討を始めまして、ディーゼル化することを研究をいたし、相当の程度までめどがついておるのです。ガソリンを使わないで、軽油でディーゼル・エンジンで車を動かしていく、もつともジープというふうな種類の小さいものはまだまだ今の技術ではディーゼル化することには困難だということではあります。これはともやばりなるべくガソリンの消費量を少なくするという方面の研究を十分にいたしておるわけでありまして、ガソリンはもとより向うから供与される物品のうちに入っておりません。全体的兵器を通じて、仰せのようにいわゆる物量豊富な米国のまねをするわけにはとうてい参りませんので、消耗品等が少なくて済み、全体も機構が簡易で取扱も簡便であり、なるべく低廉に生産できるというふうなもの

を、技術研究の方向として取り上げて考えておる、そういうことで努力を続けていこうと思っておる次第であります。

○国務大臣(船田中君) 今、菊川委員のお尋ねになった後段の問題ですが、国防会議が設置されましたならば、燃料問題はきわめて重要でございまして、そういうような問題についても十分審議をしてもうようになしたいと考えてます。

○菊川孝夫君 今、次長からも説明がありました、そういった日本式に、なるべく節約するようにやろうというのですが、配置されている軍事顧問や技術的な顧問もおると思うのですが、そういう連中との間に摩擦を生じないのですか。やはり向うはそれで育っているのですから、それでなければ勝てないという連中は教えられているのだ。が、こちらは金もないし、ガソリンもないからというので、その点の摩擦は起きませんか。

○政府委員(増原憲吉君) 現在おるする顧問の職責というのは、御承知かと思ひますが、これはMSA協定に基いて日本に供与します武器等が、供与の目的通りにうまく保管され、使用されておるかというのをインスペクトする、そういうものを見ていくというところが彼らの任務であります。いわゆる普通にオブザーブするということでありまして、普通に顧問という名において呼ばれますと、何か平素の訓練、その他すべてのいろいろ教えられるか、そういう感じが出やすいのであります。が、顧問というものはそういうものではないので、供与された

兵器類が供与の目的に従つてうまく管理され、使用されておるか。すなわち自衛隊がらっぱにその訓練の成果を現わして、鉄砲なら鉄砲、大砲なら大砲としてよくこれを保持し、保存し、修理をして使われておるかというのとをしておるというものであります。

次の御質問の、連中は自分としてなれた兵器類を持ってやってきておるの、われわれの方でいわゆる日本人式の体格なり地理に適したようなものを作ることにして摩擦がないかという御質問でありましたが、これは彼らの方でそういうことは一向、何と申しませんが、干渉するような態度はとっておりません。われわれが自分の方に適したものをだんだんと発達せしめていくということとは、むしろ大いに歓迎をしておるということでございます。

○菊川孝夫君 次に御尋ねしたいのは特車、いわゆるタンクですが、今アメリカから供与されているタンクは、第二次大戦のときに北アフリカでロンメル将軍をやつたときには非常に威力を発揮したのだけれども、朝鮮へ持っていってたらさっぱり、中共の対戦車砲の前にはこつぱどくやつつけられたのを今盛んに供与を受けてやっていると、今もこうを言われておるのです。が、今もこうの特車隊の特車の経歴、これはどういう戦歴を持っていますか、これを一つ増原長官から御説明願いたい。そういうことになれば、ロンメル将軍をやつたときはよかったです、朝鮮戦線ではさっぱりこれはあからんで、やつつけられてしまったというのですが、それをもらって今練習しているというのではどうも頼りないと思ひますが、どうですか、御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) 現在もらつておりますタンクはまあ輕に属する——輕戦車と中戦車と二種類が大体の型式、最新式かどうかということになりますると、最新式には属せないことは仰せの通りであります。しかしこのタンクでいわゆる特車としての訓練その他をいたしまするにはもとより十分効果があるものでございます。しかし現在におけるこれは日本の地理的条件その他を考えたとき、部分的な争いがありまるときに想定をされるものは、やはり大体系中の系統のものであらうと一応想定を専門家の間でいたしておりますが、中型のタンクの最新式のものまでは、現在の各国でやつておりますものはまあ相当に進んだものがございまして。しかし特車は御承知の通り装甲とこれを撃ちます砲との矛盾した二面を持っております。相手方を撃つために優秀な砲を持ちますと非常に重くなつて動けなくなる。また防御力を強くして装甲を厚くするとやはり重くなつて動けなくなるというので、この点は私どもは本年度の予算で研究費をちようだいをして、去年からであります。が、大体三十五トン程度の中型の特車を試作するということを始めました。これは装甲と備砲との関係が非常にむずかしい問題で、各国の新しいものの例をとりつつ、今せっかく最後の決定を急いでおりますが、これで中型のタンクとしてすぐれた形のものを作ひ作り上げたい。これは目下は試作の段階でありまして、これが適切にできますれば、予算

の許す範囲においてある程度のものを作って自衛隊に装備をする。そういう形でタンクの問題は研究を進めております。

○菊川孝夫君 それは今の実情だが、今もったのはやはり朝鮮戦争のときにはだいたいやられた口ですか、率直な話をいって……。どうもそういう話で、自衛隊の諸君もよく知っているが……。

○政府委員(増原恵吉君) 朝鮮戦争でやられたというのはどういうことですか……。今申したような、やはり中型の戦車として最新式のものではないでしょうか。

○菊川孝夫君 だから中共の持っている、ソビエトから供与された対戦車砲の前には相当抵抗力の弱かったものであるという事は事実ですね。

○政府委員(増原恵吉君) ソ連なんかにはあります最新式の対戦車砲からいいますと装甲はかなり弱い、比較的に見てかなり弱いと言えるものであります。

○菊川孝夫君 それでもまあ三十トンから三十五トンというのですけれども、三十五トンあるいは三十トンで、これは日本国土において行動する場合に、練兵場で訓練しているうちはいいいが、山間あたりへ出動するということがになりますと、大体自衛隊の方でも調査されたと思うのですが、日本の橋梁は非常に悪くて、トラックでさえもかなりな道へ行きましても重量制限をしている橋梁が多いのですかね。これらを通る橋が幾つぐらいあって、どこが通れなくなっているという事は、いつも調査をされて、この戦車隊が出動する場合に、東京都内で示威運動を

やられる程度はいいでしょうけれども、実戦になった場合に使いものにならない。使いものにならないということ、いわゆるずうたいばかり大きくても、それに伴わない橋梁が日本にあるので、そういう場合には自衛隊の方で十分調査をしておきまして、この橋梁は行動できる、しかしここに橋梁の不備なものがある、これは直さなければならぬという点を、もう建設省へ要求されて、ある程度計画ができておるものか、まだそこまでできてない、まだ訓練の段階で使いものにならないものであるかどうか、一つお伺いしたい。

○政府委員(増原恵吉君) 三十五トン戦車の単位におきましては、大体重要な道路は橋梁がどれくらい荷重にたえるという事は、調査も全部了しておきまして、また荷重にたえないものは、どの程度の臨時の補強をすれば通れるかという事は、重要な道路については全部調査を終っております。

○菊川孝夫君 そうすれば、将来これは重要な道路ばかりじゃなく、いろいろな道路を通らなければならぬと思うのですが、この点はやはり国防会議等におきまして、今、高橋さんも退席になりましたけれども、日本の道路網の完成、あるいは国土の総合開発ということと関連して考えなきゃならぬ問題だと思ふのですが、当然そういうようなものを取り上げるつもりですか、その点伺っておきたい。

○国務大臣(船田中君) おそらく、そういう諸般の問題、すなわち防衛計画を基本的にとらうに立つべきであるか、またその防衛計画を執行するのにはどういうふうにするべきであるか

という事は、おそらく関係各省庁から要求原案が出まして、それらのものを国防会議事務局において整理をいたしまして、その決裁を経て諮問されるというふうになるかと存じます。

○菊川孝夫君 次に食糧問題です。この前のときに、一番最後に参ったのは食糧問題です。だから急迫不正の侵略でもあって、少し長引いたというふうになったら、食糧問題で直ちに面くらうと思うのですが、そこで国防会議に農林大臣、特に食糧関係の担当大臣が入らないというのは、どういう意味で入れないのですか。この食糧問題はあまり考えてもいない。まあ今のところは、一週間のうちに、負けるのは負ける、早く片づけて、ちよつとやってみるだけだという程度に考えておいて、国防会議というものは設けられるものであるかどうか、ある程度持久戦も覚悟して自衛をやられる、急迫不正の侵略があったときには、たえただけたえらんと、そういう基本方針が、それとも、まあしばらく見て、もうあかんとときには白旗をあげるんだと、こういう方針でやられるのか、農林大臣も入れてない、食糧問題もあまり重視しておられないようですが、この前のときに食糧問題でこりていて、お伺いしておきたいと思ふ。

○国務大臣(船田中君) 国防会議におきまして、農林大臣は委員という事にはなっておりませんが、しかし法案の第六条には、御承知の通り関係の国務大臣その他の関係者というものは、いつでも議長が必要によつて招集することができるようになっておりますので、今御指摘の食糧問題というふうなことはきわめて重要でございますから

ら、日本の防衛体制整備のために必要がある場合には、いつでも農林大臣にもその会議に出てもらひまして、そういうような食糧の根本問題についても十分意見を聞き、検討を加えるということになり得るわけでございます。

○菊川孝夫君 そんなことはまあわかつておるのですが、それではわざわざこの大げさな国防会議という名前をつけて設けなくても、これはむしろ防衛庁設置法と自衛隊法を改正して、自衛隊を改組して、国防という名前を打って、国防という名前を聞きまして、すぐ戦争中の悪い夢がまたよみがえってくるのですが、一応大げさに大きく大上段にふりかざして国防という名前をつけたところには、何か因縁があるのか、今聞いてみますと、大したものをこさえて、ちやちなもので、ちよつと気やすめ程度というふうにしかわし受け取れない、金は相当使いますけれども、これで国防でございというふうな、国防会議という工合に大上段にふりかざして、対外的にもどうかと思う。だからむしろ自衛隊法を改正して、自衛隊を改組して、国防というのじゃないか、これどうしても国防とせんことには工合悪いのですか。

○国務大臣(船田中君) これは総理大臣から御説明があったのでございませうが、わが国の防衛問題というものは、相当重要な国策の一つでございまして、そうしてしかもその関係するところきわめて大きいわけでございまして、先般来高橋長官がこゝで御説明申し上げたことをお聞き下さいまして、その重要性はお認めになられることじゃないかと存じます。従ひまして、国防

についての重要な基本計画あるいは防衛産業についての施策、ことに防衛出動の可否といったようなきわめて重要な問題につきましては、ただ内閣の閣議でいきなり議論をするというよりも、その前に十分に基礎的な調査をし、検討を加え、大所高所からいかにすべきかという点について十分に原案を練りまして、そうして最後の決定は閣議においてやるということになることがきわめて必要である、かような考え方からいたしまして、国防会議を設置するということになっておるわけでありませう。

○菊川孝夫君 特別に国防という名前をどうしてもつけなければならぬのかどうかという点を聞いたのです。国防会議を設置する理由を聞いておるのじゃない。自衛隊法を改正して、自衛隊を改組して、国防というのじゃないか、これどうしても国防とせんことには工合悪いのですか。

○国務大臣(船田中君) この防衛庁設置法の場合に、国防という字を使ひましたことは、この国防という字は、わが国の安全保障という意味でございまして、政治、外交、経済等の面をも含んだ広い概念でございませう。従ひまして、単に防衛という、外部から侵略があった場合にわが国土を防衛する、そういうために実力的な行動をとるといふことを中心とした防衛という考え方よりも、もっと広い、ただいま申すようにわが国の安全保障、すなわち政治、経済、外交あらゆる面を含んだ広い概念を現わす意味におきまして国防という文字を使った次第でございませう。

○菊川孝夫君 特別に国防という名前をどうしてもつけなければならぬのかどうかという点を聞いたのです。国防会議を設置する理由を聞いておるのじゃない。自衛隊法を改正して、自衛隊を改組して、国防というのじゃないか、これどうしても国防とせんことには工合悪いのですか。

○国務大臣(船田中君) この防衛庁設置法の場合に、国防という字を使ひましたことは、この国防という字は、わが国の安全保障という意味でございまして、政治、外交、経済等の面をも含んだ広い概念でございませう。従ひまして、単に防衛という、外部から侵略があった場合にわが国土を防衛する、そういうために実力的な行動をとるといふことを中心とした防衛という考え方よりも、もっと広い、ただいま申すようにわが国の安全保障、すなわち政治、経済、外交あらゆる面を含んだ広い概念を現わす意味におきまして国防という文字を使った次第でございませう。

○菊川孝夫君 特別に国防という名前をどうしてもつけなければならぬのかどうかという点を聞いたのです。国防会議を設置する理由を聞いておるのじゃない。自衛隊法を改正して、自衛隊を改組して、国防というのじゃないか、これどうしても国防とせんことには工合悪いのですか。

が、それはどういふ職名について変へた方がいふというようなことがあつたのです。

○政府委員（瓜生順良君） 今度のこの改正案を考える際には、名称について特別にどれを変へるか、どれを変へないといふようなことはなかつたので

あります。今度のこの改正をお願いするのは、実質的に能率をあげようというようなこと、皇宮警察との関係を一そう緊密にしようという点が主眼でありまして、その際に、行政組織法の精神に沿うように、その特殊の名称はやはりこの法律に書いておくのが本当だというふうな専門家の御意見もありまして、それじゃ書いておこうというのでここへ書かれたので、この点、今度の改正の際にあまり突込んで詳しく論議されたことはないのをごさいます。

○松浦清一君 それは男性ですか、女性ですか。
○政府委員(瓜生順良君) 男性もあれば女性もあるのですが、今のところ義宮さんが一年前に成年に達せられたもので、今、清宮さんにふ育官がついておられまして、これは女性のふ育官であります。

○松浦清一君 そうすると、そういう人たちは、成年に達したら、もうそのふ育官は何かほかの事務官かなんかの方の仕事をやらせて、そういう仕事から抜けるわけですね。
○政府委員(瓜生順良君) 成年に達せられまして、まあ、ふ育といつたような関係よりも、もう少し違った意味でお世話をするというので、場合によるけれども、今度は、おとなの方を世話されることになって、未成年の方を世話されるのは、気持ちの上でも違ってくるというふうな点で、子供を育てるという意味のふ育ですから、ちょうど境目で、きのうからきょう、くると変わってくるというふうな大きなものでございませぬけれども、気持ちの上では変わっていくのであります。

○松浦清一君 そうすると、皇子のふ育官という職制は、あるときはあったり、ないときもあったりするというわけですか。
○政府委員(瓜生順良君) さようでございませぬ。

○松浦清一君 妙なことを聞くようですが、皇室経済法によると、皇室費の種類は、内廷費、宮廷費、皇族費という三種にわけられて、内廷費という費用は御手元金になる。そうして「宮内庁の経理に属する公金」とある。その御手元金というのはどういふものですかね。これは公金じゃないのですか、全然、宮内庁の部局の経理面から離れて、じきじき天皇とか皇后とかのお手元に渡すことになるのですか。
○政府委員(瓜生順良君) これは御手元金でありまして、じきじきおこずかいのようにしてお使いになるというふうなものであります。それがやうな陛下下御自身でお扱いになるかといふと、その方の仕事をなさる者として、内廷会計主管という仕事をなさる者がおるのでございませぬ。これはやはり宮内庁の職員であります。これは皇室経済主管という、宮廷費とか、そういう公金の、公けの方の経理をする人がやはり内廷の会計主管を兼ねて、その人がお手伝いをするという形になっておりまして、この方の金で、へいぜいのいろいろお食事の経費ですとか、洋服を買われたり、皇后陛下の衣裳を買われまじたり、それからいろいろ生物学の研究などなさいませぬ、そういうような経費ですとか、それに関連して研究費のようなものでございませぬ、そういうふうな陛下のほんとうの私の生活にお使になる経費といふものでございませぬ。内廷会計主管といふものを置きまして、これは専門じやありません。兼ねて、そういう資格でお世話をしておるといふものでございませぬ。

○松浦清一君 そうすると、公金としての公けの金で、公けの監督を受けてはおられけれども、天皇や皇后の自由意思によつては使えないわけですか。天皇、皇后の意思に基いて、そうして出納をする係が秘書のようにして、ついでいて、支払いをする。あの着物を買ったから幾ら払え、この洋服を作ったから幾ら払う、そういうふうなことになるのですか。
○政府委員(瓜生順良君) これは両陛下の御意思によつて使われるわけですね。しかし年額がこの法律で三千八百万円ときまつておりますから、その範囲でまかなうために、お食事でしたらその予算はどれくらい、衣服代はどれくらい、研究費はどれくらい、これは私たち私経済の場合において、いろいろおこずかいの予算を立てる意味において、大まかな予算が考えられて、それを元に陛下の御意思によつて内廷会計主管がお世話をなさるといふこととございませぬ。

○松浦清一君 天皇も皇后も皇太子も、皆それぞれ、やはり皇后も女性であれば、ああいうしほ柄の着物を着たい、こういう格好の帯も買いたいというふうな希望が起るだろうと思ひます。そういう希望があれば、それを自由の意思にまかして、買って上げるといふのか、買うというんですか、やはりもしも皇后がああいう帯を締めた、こいう着物を着たいといふようなことを言い出して、それはちょっといけないとか何とかいう干渉する人があるんですか、ないんですか。全くの自由意思で希望されるものを作つて上げる、そういう自由性はあるんですか。
○政府委員(瓜生順良君) 今の皇后陛下の御服装のような場合ですと、どういふものを作りたいといふような場合には、女官長とか女官に相談される場合が多いのです。なお、その金額等の

ことになりますと、内廷会計主管が、予算がない場合には、もう予算がありませんから、まあ一つ待つて下さいという場合もありまして、そういうふうにお世話をなさる方の意見を聞かれなければならないこととございませぬ。

○松浦清一君 ただそういうことを伺っているのは、天皇はいわゆる人間天皇になったんですから、相当人間としての自由が宮内庁の中で認められるか、依然としていろいろな、ちよつと理解しにくいような職名が残っているように、昔の天皇時代と同じような習慣、ほとんど自由が抑制されて、人間らしいことはやれない、こいうふうな習慣といふものは、憲法の改正によつて天皇の地位が変り、またいろいろな点が変わつてきたので、中の生活の状態といふものは変わつておりますか、依然として昔と同じ通りですか。
○政府委員(瓜生順良君) 私は二年半前に宮内庁へ入りましたので、ずっと古いことは知りませんが、古くからおられる方の意見を聞きますと、まあ以前ほどはやかましくなつていないと思ひます。この両陛下の御意思といふものを尊重しましてやつております。たとえばピアノがいたんだ、そうすると、皇后陛下は音楽がお好きで、ピアノがお好きですが、その場合に、どうも、もう予算がないんじゃないだろうかといふような心配なんかなる場合がありましかつても、そういう場合に直してゐる場合もありましかつても、ういたんだものを無理にひくのはどうかと思う、お買ひになりたければお買ひになつたらいいでしょうといふふうには計らつておりますし、古い昔のこととはあまり知らないんですけれども、

そうむずかしくはしておらないつもりです。ただ予算がありますから、予算を超過しては、これはいけないからして、予算の範囲内では御意思を尊重してその係が扱っておる次第であります。

○松浦清一君 皇太子は非常に馬が好きなのですが、たとえば馬に乗れば自由にどこへでも走られてみたいというふうな気持ちが起るんじゃないかと思ふんですけれども、これは天皇皇后を含めて、皇太子のその自由を拘束する何かあるんですか。たとえば銀ブラでもしてみたいというのを言い出されたとしたら、それはいけませんというふうなことをやはりだれか言うんですか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇居内での場合でしたらそういうことはありませうけれども、そこへお出になる場合ですと、やはり警衛というふうな関係もありましたり、時によつては、こういう時間においでになったのでは一般の人に……、ラッシュ・アワーなんかなるべく避けるようにされたいとか、そういうふうなふうにしていただいたり、あるいは今の銀ぶらのような話しは、銀ぶらをしていただくことをおっしゃりませぬのでございますけれども、先日申し上げましたように、これはやはり社会情勢と即応して、将来においてはもっと気楽になされるようになると思ふのですが、もしお出かけになりますという、交通上迷惑をかけるとかいうようなこともありまじたりするものですから、今のところはそう気楽にはお出になりませんけれども、一般になるべく迷惑をかけないようにしてというふうな気持を持っておられる。

の場合に一般の、外部の社会の実情を知っておるわれわれが、ときには、今はこうだ、あるいはあまたというふうな御相談相手になるということとはございませう。

○松浦清一君 まあ天皇、皇后、皇太子のごとき、そのほかの皇族方も同じことですから、やっぱり一般国民と別世界の人間でないという、向うの立場からいっても、国民の立場から見ても、もう少し近づけて、普通の人間同士と同じようにつき合ひができるように、順次やつぱり仕向けて行く必要が私はあると思う。そういうことにはやはり中の傾向としてはそういう方向が考えられておりますか。いつまでも宮城の中に閉じ込めて、だれかが作つたプランの通りに行動なさると、こういうことはいかぬのじゃないかと思ふのですよ。皇太子が乗馬が好きだから、馬に乗って好きなところへどこまでも行つちやいかぬが、たとえば三時間、五時間、山でも駆け回つてくるというふうな自由が許されると、そういうことになるとは好ましいと思ふのです、そういうことに努力をされる傾向は今の内ですか。

○政府委員(瓜生順良君) 今おっしゃるような方向に努めつつあるわけですが、まあ一足飛びにいかない。一般の社会情勢にもらみ合せてやっておるわけですから。たとえば天皇陛下の場合でも、以前はまあ映画の劇場なんかおいでになったことは最近まではなかったのですけれども、最近はおいでになりました。それからお相撲が好きなものですから、去年からお相撲に、国技館に行つておられます。近くもこの日曜日においでになりますけれども、そう

いうふうには、これは一つの例でございますが、今おっしゃいましたような線に向つてだんだんに取りはかれないかと、われわれは考えておる次第であります。

○松浦清一君 うかつなことを聞きまされども、皇宮警察というのは独立しているわけですか。独立しているのしょう。

○政府委員(瓜生順良君) 皇宮警察は警察庁の下部の一つの機関であります。宮内庁とは別の官庁であります。ですから、今おっしゃいますように、宮内庁から見ると独立のものと、こういうふうになります。

○松浦清一君 そうするとあれですか、やはり警察庁の警官が出張してると、こういう格好ですか。

○政府委員(瓜生順良君) これは皇宮警察については、やはり警察庁の中の一つの所管であります。あそここの護衛官と書いてありますが、採用する場合には普通の一般警察の採用とは別に皇宮護衛官だけを採用しております。幹部の方は警察の、一般警察と人事の交流がございまして、下の方は、大体あそこを初めから希望して入つて、そこでずっと訓練を受けてやつていく人というのが大部分であります。一部やはり一般警察から入つてくる人もありますけれども、採用等は別に採用されていて、教育もまた別に教育されているというふうな点がありますけれども、もちろん警察庁の中であつて、警察庁長官の指揮があるわけですから。

○松浦清一君 そうしますと、定員は警察庁の方の定員ですか。

○政府委員(瓜生順良君) そうです。

○松浦清一君 宮内庁の方の定員じゃないんですね。そうすると、中の治安維持ということば、皇宮警察の中だけで治安を維持されて、そして何かに不測のことが起つたときには、警察庁に連絡して増強をしてもらうのか、そういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) そういうことでございます。

○田畑金光君 ちょっと、それじゃあ時間が限られておりますので、またこの次に詳しくお尋ねしますが、まあ一、二の点を次長にお尋ねしたいと思ひます。

御存じのように、明治憲法のもとでは、大日本帝国憲法と皇室典範、この二つが成文憲法をなしていたわけですが、しかし現在の憲法のもとにおいては皇室典範は法律事項になつていて、旧憲法のもとにおける皇室典範と、日本国憲法のもとにおける皇室典範と、別段そう違ひがないようにお見受けするわけですが、次長として宮内庁におかれて、いろいろお仕事をやつてみられた場合、皇室典範を法律事項として取り扱つて行くのがいいのかどうか、あるいはやはり皇室に関するものは古い時代と同じように、日本国憲法のもとに成文憲法の内容を構成するように持つて行った方がよろしいかどうか。これについて考え方を承りたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 私としては現在の行方、これがいいと思つております。

○田畑金光君 どういうわけでこの方がいいというお考えなのですか。

○政府委員(瓜生順良君) これはいろいろ細かく個人的な考えを言えば長くなりませんが、特にその根本を言いますと、われわれ公務員としましては、現在の憲法、法律を順守して行くということがわれわれの任務であり、そういう気持です。で、こうしたいものを見ておりますから、これでいいと、こういうふうな考えをしております。

○田畑金光君 私は現在の憲法と皇室典範というものをこう並べて、いろいろ検討して見ました場合に、特に問題となるのは皇位の継承の問題ではなからうかと思ふのです。というのは、これは旧憲法のもとにおいてもそうでありましたが、新しい皇室典範においても、「皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する」、こういうことになつては、皇位継承の範囲というものが規定されておりますけれども、散戦後、終戦後、多くの皇族の方々がいわゆる「降下」されて、皇族の範囲というものが非常に限定をされていくわけですから、さらにまた新しい憲法と、新しい民主国家のもとにおいては、男女同権である、人間をどこまでも人間として尊重する平等観の上に立つて憲法も、法律の諸制度もできていくわけですから、ことにまた日本の皇室等を見ましても、王女が皇位継承権を持つておる。こういうことを考えたとき、私は日本の皇位継承についても、やはりそういうふうな、王女も皇位継承権を持つというふうなこともあっていくことが、歴史的な現実の姿ではなからうか、こう考えるわけですが、この点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(瓜生順良君) そうした問題になりますと、事務的なことでなくて、相当政治的な問題だと思ひますので、そうしたことについては、私たちの立場として、とやかくこうした席で申すべきじゃないのじゃないか、こう考へておられますので、結局総理大臣なり、もつと上層の方で研究をされることと思ひます。内部的に言うことはこれはありますけれども、(田畑金光君「内部的でいいですよ」と述べ)ここは内部ではございせんから、外に向つてわれわれのような事務官吏が、公務員が、そうした問題は言わないのが、現在の憲法において、憲法、法律を順守していく任務にあるわれわれ公務員としての行き方ではなからうかと思ひますので、とやかく申すことを一つ差し控へさせていだきたいと思ひます。

○田畑金光君 なかなかこれは公務員としての次長の立場からいうと、お答へにくい点かも知れせんけれども、しかし実際宮内庁におられて、皇室典範等と取り組んでやつて見られる、あるいは現実いろいろな事態にぶつかつてきますと、少し秋ま過ぎはしませんか。こういうような気持だけはお待ちになつてゐると思うのですが、どうですか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在のところ考へますと、皇位継承権者として、皇太子殿下、義宮さん、それから高松宮さん、三笠宮さん、三笠宮さんのお子さんの親王と、相当おいでになりますから、そういうようなことは別に考へておりません。

○田畑金光君 それはこれ以上追及してもお気の毒ですからやめますが、一

時終戦後天皇が退位をなされる、退位されるであらう、こういう話等もあつたわけですから。おそく天皇としても、あの戦争の緒戦から終戦に至るまでの経過を見た場合、元首としての政治的な責任といひますか、政治的な責任はもちろん憲法上なかつたにしろ、道義的な責任、元首としての道義的な責任、こういう責任といふものは強く感じられておられたのではなからうか、こう考へるわけですか。あなたは二年半か前に来られたというから、あるいはそういう点を観察されてないかも知れませんが、伝へるところによると、そのようなこと等もあつたようにお聞きになりましたかどうか、一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 天皇陛下としては、国政のことについては常に真剣にお考へになつておられますので、今お尋ねのようなこともあるいはあつたかとも思ひますけれども、直接私としては何つておりませんが、真剣にお考へになつておつたということは聞いております。

○田畑金光君 私はやはり人間の自由と申しますか、先ほど銀らの話も出ましたが、天皇でありましようとも、皇后でありましようとも、やはり自由になつて、人間天皇として私的な生活を持ちたいといふことは当然の理だと思ひます。また公人としても、やはり天皇の地位といふものは、もう少し私たちは何らかの人間的自由といふものが保障されていゝものではなからうか、こう思ひます。そういう意味におきまして、現在の皇室典範等を見ますと、皇位の継承といふものは、天皇の崩御という事実がなければ

皇位の継承といふことは起らない。従つて終生天皇は天皇として、公人としてその地位を守らなければならぬ、こういうようなことは少し新しい政治の行き方、政治のもとにおける天皇の地位のあり方としては酷過ぎるのじやなからうかといふような気持も持つわけですが、まあそういう意味におきまして、たとへば道義的な責任を感じて、ああいう戦争のあとには退位をされるといふことも、これは人間天皇の自由だと思ひます、あるいはそれでなくてもいろいろ精神上の、あるいはまたいろいろ問題等からして退位をされる。退位を認める。こういうことも皇室典範の上からいつても大それたやなからうか、こう考へるわけですが、こういうような点も、あなたの気持をお聞きするといふこともあるいは答へに窮するかも知れませんが、あなたのもし何らかの感想が伺えるなら感想を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) そうした問題も先ほど申しましたように、事務的な問題でございせんので、私の立場としてはとやかく申し上げることは御遠慮するのがほんとうだと思ひますので、そういう点で御了解を願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 この間の吉田君の質問に對しまして、皇太子の配偶者を選ぶことについて、相当自由の選択ができるという御答へがなされたようですが、それがそれに關連して、皇族が婚姻をなされる、あるいは立后と申しますから皇后になられるという意味でしようか、そういう点は典範第十條によると「皇室會議の議を経る」ということになつておるわけですから。皇太子が結

婚なさるについても皇室會議の議に付さなければならぬ、こういうことになつておるわけですから。そういうような点はいわゆる憲法の婚姻といふものが両性の合意によつて成立をする。戸主の承認を求めるといふ古い婚姻のあり方から両性の合意によつて婚姻が成立する、そういうような点から申しますと、第十條といふものは、少しこれは憲法の精神に反するやうな感じがするのですが、この間、あるいは質問があつたかどうか知りませんけれども、この点どういふ觀察でしようか。

○政府委員(瓜生順良君) 皇族の場合も両性の合意がこの婚姻の中心になることはいうまでもないのであります。が、皇太子妃の問題などを考へますと、やはり皇太子妃といふ立場の方は、将来天皇になられる方、その配偶者は将来皇后になられる、そういう方につきましては、やはり国民の納得のゆくやうな方でないといけないといふやうなこともありまして、こうした皇室會議の議を経ることを要する」といふことがあつたと思ひますので、これは「議を経ることを要する」とあるもので、これは議決によつてきまるというよりは弱い条文になつておるのでございまして、そういうやうな点で皇族については一般の国民の方とはやや違ひ、そうしたこともこれは現在の国民感情から見てやはり必要だといふやうなことで、こうした法律による規定があるものと思つております。

○田畑金光君 まだ質問はありますけれども、時間が制限されておりますから、今度吉田君に譲ることにして、次の機会に一つ詳しくまた御質問いたします。

○吉田法晴君 この前お尋ねをいたしました、今、田畑君が問題にしておりました皇太子の結婚の自由があるかという点について、瓜生次長に答へをいただきましたが、この前の御答へで、憲法と、それから皇室典範の制度とは必ずしも一致しない。やはり矛盾をするところがある。たとえば家柄についてどういふところの娘さんでもいいというわけには参らぬ、こういうお話があつたわけでありまして。そうしますと矛盾をするところが、まあその点についてもあるわけでありまして、實質的に一応矛盾を認められましたので、私は新しい憲法のもとにおいて、皇室典範、その点についても、その他の点についても全般的に改訂をせられるべきではないか。あるいは改訂の議を起さるべきではないかと思ひますが、もう一度重ねてこの前の初めに御尋ねをいたしました質問を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 皇族につきまして、一般の国民の方とや違ひ、幾らかそこに慎重を期するやうな扱いをするといふこと、これはやはりみな国民の総意に基く象徴であられる天皇並びに皇位継承権者といふやうなことからして、そういうふうになつておると思ひます。われわれ憲法の学者の本なんかを見ますと、たとえば天皇も広い意味において、一般の国民の一人であるといふけれども、憲法の第一條に象徴として天皇になつておられる方についても、ずい分一般の国民とはまた違ひ、違ひであるといふことは、予想されておるのだといふように憲法学者は言つております。皇位継承権者についてもそうしたこと

や違ふことがあるということを認めておるので、憲法の本を見ると、両性の合意によつてというような条文のところにも皇室典範のこの条文について、こうしたことは皇太子妃を選ぶ場合においては、これは国民の気持としてこれを認めておるのだというふうな解釈になっておりますので、従つて私たちはその解釈によつて事を運んでいきたい。この法律の改正云々については、私としては別に今考えておりません。

○吉田法晴君 まあそこところは見解の相違かもしれませんが、実質的に前の憲法のとこにありました皇室典範なりあるいは皇室令等と変りがない。皇室典範なりあるいは皇室令の中から再検討をする必要がある、こう申し上げるのであります。それでは具体的にもう少し皇室典範といつたような基本的な制度という点になると、問題が大きいです、そこで私としては意見を述べる立場にないという今お話ですが、宮内省、今の宮内庁ですか、あるいは宮内官僚の形式主義あるいは事大主義というものは、これは名称その他と関連連を持つて、私も今問題にしておるところであります、大へん忙し中でございますから、私も十分に資料を渉獵することができない、この前引き合ひに出しました中央公論と、それからわずかに三笠宮の「わが思い出の記」程度でありますけれども、わすかに手元にあります資料を検討いたしました、これは言葉は違ひます、言葉は違ひますけれども、依然としてやはり形式主義があることが指摘せられておる。そこでその点についてお尋ねいたしますが、たとえば三

笠宮が「わが思い出の記」の百六十九ページに、まあ養育掛長というのです、三十年前の話ですけれども、どうするかという点について老人との間に何かの語が出たことを覚えてゐる。そしてお母さんであられる貞明皇后には別に希望があつたけれども、それが実現をしない。それから自分が養育掛長との相談によつて陸士にいくと云々ということが、軍人になるということがきまつた、こういうことが書いてあります。その中に、それは過去のことでありますけれども、しかし現在においてもそうした制度が、あつたところで「格子なき牢獄」という言葉が使つてあります、それが破られたかどうか、現皇太子の将来の過程を見ないといかない、こういうことで過去及び現状についての御意見が書かれておる。それから中央公論をお読みになつたということでもあります、あるいは形式的な行幸について、あるいは皇太子が映画一つ見られるのにも会議が持たれる。これは過去のことでなく、過去の空襲下の宮城内の実情等については詳しく書いてありますけれども、現状についても書いてあります。従つて典範あるいは皇室令といつたような根本的な制度もですが、あなたは先ほど天皇、皇后陛下も相撲を見に行かれる云々というお話でございましたけれども、二つのものから見まして、なま旧態依然たる形式主義が、あるいは事大主義が宮内庁の中にあるように考へられます、それではその点についてはどうなるかとお考えなですか。

○政府委員(瓜生順良君) 三笠宮さんの御本の前の方に過去のことがずつと書かれてゐるので、宮さんとしては、現在はそのでなく自由に町にも出れるという意味で今がよいのだというように、なことを書いておられるわけでありすが、その中に、現在においてもそれに似たことがありわねかということ、がちょっと書いてあるのも私拝見しました。前からみると、皇室のあり方はずつとお楽になつております。自由になつておりますけれども、しかし一般の方と同じようなふうにはまだはいつていない点があります。これはわれわれお世話を申しているものの立場として、だんだんにそういう点を進めていきたいと思つておりますけれども、一般社会の情勢、一般国民の総意の保持というふうなものと考え合せながら事を運んでゐるわけでありす。われわれが、この程度は、もう今までの慣例を破つて、こういうふうになさつたらというふうなふうになりまして、また古い方からはいろいろ非難もありす。これは常に両面からいろいろ批判を受けておりますが、すでに国民の大部分の総意というものがどういふうにあつていただきたいのだらうということを考えながら、お世話を申しておるわけでありまして、一般の方と同じようではないという点を言へば、まだ形式主義が残つておると言われれば残つておるだらう。それは今申したような気持で、それをあくまでももつては残して、だんだん進んでいくべきだが、国民の総意に基いて象徴となつておられる。その国民の総意、国民の大部分の気持がどのあたりを期待せられるかということをお考えながら、

だんだんとそうした点を先に進めていきたいというふうな考へておる次第であります。

○吉田法晴君 両方の文章の中に出て参ります具体的な事例は、たとえば昔のこれは空襲下の防火施設あるいは祭料といったようなことが出て参ります。それから、これは文章の中には出て参りませんけれども、あるいはたばこだとか菓子とかといったものについて、恩賜のたばこという制度といひますか、考へ方があるいはあるように思ふのです。ですから皇室典範なりあるいは皇室令が全体の制度がかわつておらぬから、そこであなたがまあ国民の総意として固なりあるいは国民の統合の象徴となつたといふのでなければ、その間に矛盾があるのではない、か、そういう国民の総意によつて、国民の精神と、それから皇室典範なりあるいは皇室令との間に一貫して流れているといふか、新しい憲法に従つて再検討せられないから、末端においてなお形式主義、あるいは事大主義といふものが残るのではなからうか。それから三笠宮の「わが思い出の記」の前半の方に昔のことが書いてあるのです、が、たとえばこの辺は大へん率直な事実の感情だろと思ふのですが、大きな敗戦の犠牲の結果、「格子なき牢獄」——不自然な皇室制度から解放された。そして「三十になつてたつた一人を町をあるく楽しみをはじめて知つたわたくしは、運命のふしきさをおかしめながら、だれにも気づかれずにコッソリと町をあるいてみたものである。このごろまた地方に行くとき警戒が厳重になりだしたので、ときど

きあのころのほうがよくつたと思ふ、」——こういう工合にやはり宮内庁の中の逆コースというものがあげられておる。それからそのほかに、たとえば皇太子なら皇太子の将来を見てみなければ制度の打破がほんとうであるかどうかといふことはわからぬといふことは、あまりにも皮肉なことだ、こう書いてあります。まあ相当変つた。しかしながら残つておるものがあり、また復活するものがある、こういう指摘であります。これはあなたの立場としては——宇佐美さんは前からの長官であり、従来の旧皇族の伝統をとうとうといふ方向に動いておられると私は思ふのですけれども、そういう意味で新しくお入りになつた瓜生さんこそ、その点について再検討の推進にお役に立たるべきではないか。そうしてそのことが、これは読み上げませんけれども、従来の制度——伝統と、それから人間三笠宮との間の大きな苦惱となつて出てきておる。何にならうかといふときに、學者になることに落ちつかれたけれども、その學者になるときに皇族であることを続けようか、それともやめようか——「皇族は選挙権も持たないし、いんや政治的活動をしてはいけないことになつてゐる」、そこで「政治活動をするためには皇籍離脱といふ問題と対決せねばならぬ」といふことで、非常に煩悶されたといふことでもあります。これは今後その点が皇室典範なり、あるいは皇室令の改正がなければ、それぞれの人間としての皇族、あるいは皇太子にしても姫君にしてもあるいはあるものだと思うのです。問題は、この形式主義や事大主義が残つておる、それを解決しなければ、それぞれ

の方たちの悩みを解決するわけにはいかぬと思いますが、重ねて御答弁をお願いいたします。

○政府委員(瓜生順良君) 何度も申し上げたことですが、伝統を全然無視するということは、天皇のお立場、特に国民の総意が天皇象徴というふうになされておられるのは、これは長い伝統を持っておられるということだと思ひますが、伝統を全然無視するということはやはりいけなしい、しかしながら改めるべき点は改めて新しい時代に即応するように民主日本の皇室であるようにお進みになるようにあるべきだということは私も考えております。従つてこのいろいろな点につきましては、社会の情勢とにらみ合せながら、だんだんと形式的な点とか、今言われるようなそのどうかと思ふ点は改めていられるようにお世話をしたいと思ひます。これは一足飛びにやってもかえつて国民から遊離する、国民の中の気持というものを常に考えていかなければならない、国民の中にはいろいろな考えの方がおられる、あるいは一つとは言えない、それでどのあたりがちょうどいいかという点は、これはわれわれの常に一番真剣に考えておることでありまして、そういうような点を考えながら、徐々に進んでいくということがいいのではないかと思つておるわけでありまして。

○吉田法晴君 国民の気持にいろいろある、そのどれがほんとうの気持であり、あるいは民主日本の皇室としていくのに取り上げるべき気持であるか、いろいろ考える、こういうお話です。ごもっともであります、この皇室のあり方というものと、それから三笠宮

のこの本を読んでみましても、太平洋戦争——大東亜戦争についての批判と申しますが、反省というものが相当大きな部分をなしておる、これは当然のことであらうと思つておる、これは当然のことなりあるいは新しい憲法の下における皇室のあり方が出てきたものがそこにあつたのでありますが、当然だと思つておる、中央公論は私が申し上げるまでもなく、「天皇の戦争責任」という題で書いてございまして、その中の戦争責任という問題についてはあとで伺ひますが、その中に今度の太平洋戦争——大東亜戦争の最初の詔勅に、

国際法を順守といひますか、あるいは尊重といひことがなかつたために、なかつたのも一つの原因であらうと思ふ、かつての日清、日露の戦争の場合のように国際法は順守されるところがなくなつて非常なまああれが行われた、宮様の言葉でいくと「四悪」が公然と行われたと書いてあります。これらの点についてどういう工合に考えておられますか。あるいは天皇なり皇室において考えておられるか。これはまあ間接になるならば次長としてでもかまいませんけれども、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 大東亜戦争の始まりますときの詔勅の關係は、これは戦争の始まるころのことであり、だいたつと前のことで、その問題について今私からとやかく言うのは、これは差し控えるべきだと思います。また言える立場にもないと思ひます。その点は御了解願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 それじゃ伺ひますけれども、これは自民党、まあ自由党と民主

党が一つになられて自民党、その自民党が内閣を組織しておる実情でありますから与党であります。その国会で半分以上を占めております自民党で憲法改正といふことを考えておる。これも御承知だと思ふ。その内容の中に、天皇を元首にする、象徴という言葉から元首にしたい、それから天皇の国事行為をふやしていきたい。そこでたとえば現在の憲法では詔詔といふ言葉が使われておりますが、そういうのをやめて、たとえば宣戦、講和の布告、これは元首になられた、天皇が宣戦、講和を布告される、あるいは国会の休会にしても天皇がやられる、条約の批准にしてもそうでありまして。また大臣その他の認証及び大使の信任状の授受とかあるにございまして、要するに天皇を元首にして——これは旧憲法と対比して見ますといふと、二つか三つしか違わな

い。言ひ落しました緊急勅令、緊急の場合に命令を公布することができ、こういうことが書いてあります。これについてはどう考えられるか、あるいは、私はそれらの点について判断し得る地位にないとおっしゃられるかも知れません、今の憲法ができた、最後の実際の経緯を読んで見ますと、法であれでいいじゃないか、こういうお話で、この憲法ができたといういきさつがございまして。これは瓜生さんもそのときはおられなかつたとしても、今は御存じになつておられると思ふ。そして今憲法を改正したいといふのは改正するに付いては、こういう工合に天皇を元首にして、その国事行為をふやしたい、もしそういうことになりましたらば、天皇の地位というものが大きく変わるわけですから、それからあるいは宣戦、講和の布告といふことも、これはなさるようになる。今後できて参ります軍隊との關係は、今の総理大臣が最高指揮権を持つておられることでは、政局の変動等によつて軍に不安、動搖を与えるのを考慮して、天皇が軍の名譽的な地位にあつて、その精神的な中心となるという構想を主張され

る。これは決定的ではありませんが、これも、そういう強い主張があつたといふことも書いてあります。私はこういう動向が、一つはあらためて天皇の政治的な責任という問題を引き起した。人間天皇であると思ふのであります。人間天皇であるいは象徴としての天皇だといふことで今落ちついてゐる——私は落ちついてゐると思ふ。ところがそれを逆コースにして、もとの憲法の時代に直そうといひますならば、これは天皇の戦争責任という問題も起つて参ります。それから天皇の憲法上の地位というものの、もし昔の憲法の時代のようになつて来ますれば、私はやはり反対の相当強い意見も出て参ると思ふのであります。従つてそういうあれと関連してお伺ひをしたいと思います。天皇が、私はこういう点について、天皇の御意見を聞きになるならば、おそれなくそういうことについては反対だと言われたいと思ふのであります。これらの点について、お聞き及びの点があら